

ふる里かけがわ 第5集



掛川市教育委員会

はじめに

土が人を育て人が歴史を作る

ふるさと掛川の第五集ができあがりました。

わかり易いふるさと掛川の歴史探訪といったらよいでしょうか。

郷土史研究会のメンバーが、郷土掛川をいろいろの角度から掘り起してまとめてくださったものであります。

ふるさとの地縁(自然、風土、など)がよくわかります。

ふるさとの血縁(過去に生きた人々、つながり)もわかります。

ふるさとの史縁(歴史、文化、生活)もよく書かれています。

そして

わがふるさとに泌みついた匂いや味や風格が過去の祖先たちが親しみ、苦闘し、孜々営々として織りなした心の色どりが、静かに深く伝わってくるのを感じます。

私たちは、ふるさとを懐かしみ、ふるさとを愛し、ふるさとのために力強く生きてゆきたいものであります。

目次

1.	安政五年の萩間村儉約定を見て	松浦一二三	1
2.	西郷の古刹「観音寺」	石田広太郎	4
3.	山内一豊公と在川和尚	市村昭子	5
4.	日東人物誌	松下巳作	6
5.	昔の道「川崎街道」とは	平岩孝一	11
6.	遺跡踏査私記	原田耕治	13
7.	原始・古代文明	増田忠美	20
	(1) 原始・古代に於ける掛川地域の人々の生活		20
	(2) 日本列島に於ける原始・古代文明		23
	(3) 静岡県に於ける原始・古代文明		33
8.	旧藩時代の姿・旧小笠郡西郷村の一面	松浦一二三	39
9.	春光院について	市村昭子	56
10.	上西郷の歴史と伝説	戸塚善馬	58
11.	西町大名行列について	葛城ひろみ	64
12.	西町発展塔について	市村昭子	66

1 安政五年の萩間村倭約定を見て

松浦 一二三

はじめに

掛川市教育センターの内に活動している、郷土史研究グループは、本年度計画の「路」街道にテーマを求めて、夏の日、西郷地区と原泉地区との境道を、山の尾根添いに、西郷より原泉に抜けた。その折、原泉萩間の伊藤重雄さんのお宅で発見したのが、今から解説を試みようとする古文書である。

本文解説

表紙に「水難連作ニ付倭約小前印形帳。安政五年。午九月日。萩間村」とある。

(字句の読み)

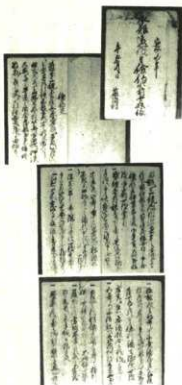
1. 連作ニ連作

2. 倭約ニ倭約

3. 小前ニ平百姓、本百姓。

前書に「倭約定」とあり。次に行をかえて

「近年一統不相応止著著勝ニ相成心得に之。近頃引続米穀高値ニ有之猶又當六月稀成大水ニテ山崩等数ヶ所い多し御田地江押流し大荒ニ而中々早速ニ者開発茂難出来場所数多有之夫引



續雨天勝ニ而田畑共ニ不熟ニ而一統及難近近年之暮方ニ而者行々相續難相成候ニ付此段組合村々申合倭約取締方左之通り御年貢大切ニ出精致し御上納可致事」

(字句の読み)

1. 一統ニ一統

2. 不相応ニ止著著勝相成

不相応ニ上著著勝ニ相成か、即上止か何れが可なるのか分明せず

3. 心得速ニ心得違ひ

4. ぶより

第一項に「婚禮其外祝儀等の節は迄茂随分手輕ニ申談置候得共尙又此度申合祝儀等差違し候節重之内有電得酒等不相成無擺方江者酒代包錢ニ而取斗い可致事」

(字句の読み)

1. 重之内ニ料理の重箱詰めのこと。

2. 無擺ニよんどころなく

第二項に「佛支吊之節随分手輕ニ可致旨兼而申付置候得共尙又此度申合勝附斗り一汁一菜ニ定候事、但し、酒之事違ひ申間敷事」

(字句の読み)

1. 佛支吊之節ニ仏事弔の節。支ニ事。

2. 終尾辞。

3. 勝附斗り一汁一菜ニ食膳への盛りつけは一汁一菜だけと言ひ、勝は接頭語。

第三項に「極難差之時節ニ付小賈酒屋差止候様致度候所右ニ付而其渡世難儀ニ可相成者茂可有之哉ニ付德利酒者隠便ニ可致

店先江集り呑酒飲合之儀致間敷事」

第四項に「五節句小供祝ひ家内切ニ致取遣無用事」

第五項に「衣服之儀羽織着用之節者格別振りに買綬等着用致間敷尤地綬ニ可限事」

(字句の読み)

1. 羽織着用之節ニ婚礼、葬式等或は藩候の前に出るときなどの意。

2. 綬ニいと読むか、緩くみひもと読むか。

第六項に「賸物之儀雪路藤倉之類決而不相成都而足用之品手細ニ可限支」

(字句の読み)

1. 手細ニ手細工、手づくりの意。

第七項に「野荒之儀兼而御製禁之通り心得速無之様五人組相

互ニ取締可致候事」

(字句の読み) 1. 御製禁御制禁

第八項に「博奕賭之諸勝負之儀者小前一統嚴敷申渡し承知之上印形取置候通之事」

第九項に「火の元の儀兼而大切ニ可致候得共猶又右様之年柄故機家互ニ入念可申可也」

(字句の読み) 1. 機家は隣家の誤字。

第十項に「毎年十月の三度喰ニ可致右之内老度者雜水汁煎之類ニ而賄可致可也」

(字句の読み)

1. 雜水ニ雜炊。 2. 汁煎ニしるに。煎は熟煮のこと。

第十一項に「極難避之年柄故休日之儀者五節旬神吉祭禮定日之外遊間敷事、休日多里共晩方ハ夫々之手業可致尙又日々夕なべ之儀毎夜無油断可致事」

第十二項に「不幸其外病災醫者送向い信心致候節喰寄に可致事」

最後に「右之條々儉約取締方之儀是迄茂申渡置候得共猶又此度難避ニ付組合村々相談之上取極候故者得與小前末々迄五ヶ年之間相互に心得違無之様可致候若相背者有之ハ組合村々及相談ニべき者也。

安政五年九月日

萩間村小前」

考 証

先づ以上の字句の読みを参考にして、各項の文章は理解いたれたかと思いますが、蛇足ながら解説のつゞきをして行きます。前書は後に廻して項目別に拾います。

一、婚札其の他祝儀の時出来得る限り手輕にして、重詰肴籠、樽酒等一切使わず。酒代として包錢にて相済ませるよう致すべきとある。包金と云わず、包錢と書いた所に当時の農民世相が伺われる。

二、葬儀、年忌の法事等の会席も酒の使用を禁じ、料理は一汁一菜にて二の膳は勿論、引物等を禁じている。

三、藩御年貢上納のみならず、百姓自身の食生活が困窮の時である故、小売酒屋での酒類販売を停止しようとしたが、酒屋のなり立たない者が出てくるので、徳利酒(五合又は一升徳利にて買う酒)はまず許し、店先にての居酒売は禁じている。

四、五節旬、正月七日(人日)、三月三日(上巳)、五月五日(端午)、七月七日(七夕)、九月九日(重陽)、小供祝、お七夜、七五三等。祝事など家内だけの祝にして、外の縁者よりの祝儀のやりとりは禁じている。

五、服装の事は羽織を着なければならぬような時は、特別であるが、平生は呉服商などで買った布を使った着物は着てはいけない。農家手織の地木綿にて着物は作りなさいとある。

六、足にはく物は手作りの藁でぞうり、ワラヂを用い。雪踏、藤倉等は使わないこと。

七、野荒即ち、他人の畑より作物を盗むことはかく禁じられているが、尙一層五人組等にて戒めあい守ること。

八、博奕等賭事は致さないと、百姓一戸一戸の請判をとり、印形帳をつくり守らせること。

九、火の元には充分注意し、火事出さざるよう隣家同志用心すること。

十、毎年十月より一日三度の食事にすること。尙、三度の内一食は雜炊又は汁煮を食すること。

十一、年間の休日は、五節旬、氏神様の祭礼等きまつた日以外は遊ばないこと。休日であっても夕なべは致すこと。平生の夕なべは毎晩かゝさないこと。

十二、不幸其の外、医者の送りむかえ、信心参り等近所の人達の人手を借りる時は食事だけは出すこと。

以上の如く祝儀、不祝儀の人寄せには出来得る限りの出費の減少をはかり、衣服は定め通り布木綿を用い、藁ぞうり、わら

じをはき、三度の食事も一度は雑炊にし、祝祭日に限り日中は仕事を休む。然し晩方からは平日同様夜なべ仕事を必ず行うよう申し定めている。博奕、盗みは固く五人組相互に禁じあい、火の元用心はきつく行われている。たゞ、病気の時の医者の送りむかえ、信心の爲の寺社詣り等の近所の人手に頼る場合は簡単な食事は出すよう申し合わせている。

前書とあがき

右の通りの「儉約定」を村中申し合わせ相守るよう取決めたのは、安政五年九月とある。本文に安政五年「六月大水にて山崩數ヶ所」と見える如く、当地方の大雨は大井川の出水破堤となつて、大井川治水史にも記され、安政三年、同四年、同五年と連続出水破堤と見えている。

又「近頃米穀高値」とあるのは、「榛原郡誌」にある、当時の米の値段表で見ると、金拾兩にて買うことの出来る数量は安政元年二十一俵、安政二年十九俵、安政三年二十俵、安政四年十四俵、安政五年十三俵、とある。

江戸幕府儉約令については、天保九年閏四月、嘉永六年八月、安政二年二月と続けざまに出されている。今の言葉でいえば生活様式の向上化と云えるだろうが、町人即商人の生活は衣食住共に百姓の生活とは比べようもない。百姓の着衣は長着は殆んど見られない。男は股引に褌袴の重着である。女房達も着物は膝丈である。冬はこれにこい口の半纏である。食生活としてその通り。自分達の取獲した米は御年貢等により手許には殆んど残らない。村は違つて極端な例をあげると、中宿村の百姓は米の取獲量の九割近い年貢米を上納し故に夫食米として三月には十二戸の百姓が全戸合計五俵を藩米倉より拝借している。食べるにことかく百姓であるのだ。

「不相応上着奢勝相成」の上着の意味は、当時の百姓の服装の在り方から見て上着奢勝に相成と書き記したことの妥当性がうたがわしい。ことに文書にて「上」の字を見ると字画も一つ

多く「止」の字とも見られる。然して「止」と読んで「着」を切りはなせば如何であらう。「止」を「とどめる」と読んで、「不相応止」を「相応に止めず」と見るか「止めるに相こたえず」と読むかによつて意味が違つて来る。前者は身分相応でないことになり、後者は御公儀よりの度かさなる儉約令即ち、奢侈禁止にこたえずとなる。上着奢勝より、不相応止。著奢勝、イチジルシクオゴリガチと読んだ方が此の時代に合っているように思われる。

おわりに

其の時代、天候悪しく天災禍して農作物は不作、又、米価高騰して、百姓の食生活も危くするとして、御年貢御上納を濟せた百姓の、立ち行き難き故に稱一杯の切りつめた生活をなさしむべく、村中申し合わせ儉約定を施行したのである。

三度の内一度は雑炊を食、べ薬ぞうりをはき、年間昼夜なく労働しても尚生活の容易でなかつた時代のあり様は昭和五十七年の我々の生活とは比ぶべくもないが、我が先祖の苦勞を忍ぶようすがともなれば此の儉約定の開発も幸いである。

許されよ、うらむらくは筆者の愚鈍浅才の爲、文意に誤解のあらんを。よく先師の御訂正を請う。



2 西郷の古刹「観音寺」

石田 広太郎

前年（昭和五十七年）十二月、横江の遊園地に郷土の歴史を伝える古文書を刻んだ碑が完成し、その除幕式を挙行しました。古文書の内容は今より三百三十四年前の慶安二年、順太和尙が寺領地の確認となる御朱印の再発行を幕府の寺社奉行に願ひ出した書面です。

「武田勢の戦火で古証文がなくなったので四石の御朱印をお願いしたい……」という書き出しで、寺の由来や二代將軍秀忠の生母「西郷局」の事、又、江戸南町奉行など幕府の要職を勤めた石谷十蔵や西郷家の菩提所等、寺の歴史と併せて、西郷横江の地名とかかわりあいのある古文書で、それを末永く記念し後世に伝えるため建立したわけです。

ここは法泉寺の末寺で「観音寺」というお寺の跡ですが、今は子どもたちの遊び場と老人のゲートボールを楽しむ場となつて居り、横江・石畑・石ヶ谷・五明の四部落のお年寄たちが、毎日かわるがわる利用して笑顔の絶えない、よい憩いの場になっています。

当寺は以前天台宗で、本尊聖観音菩薩は行基菩薩の作で、遠江三十三番の札所となっており、一山国師開基の地として七堂伽藍を備えた大寺であつたという。

長禄年間（五百二十五年前）総伽藍焼失したため、しばらくの間中絶していたといわれるが、後、永正十五年（四百六十四年前）法泉寺三世徳扶宗建和尙の中興開山により伽藍を建立しこれを機に曹洞宗に転宗したといわれる。そして、その後再び、武田勢の遠州侵攻によつて戦火をこうむつたと伝えられ、それより幾星霜今日に至つたのであります。



徳川家康が戦乱の世の浜松城にあつた頃、側室として内助の功を務めた西郷局は、当観音寺の檀徒、戸塚五郎大夫忠春の娘であり、局の両親の墳墓もこの境内にあり、このため寺社奉行所より御朱印四石を賜わる御朱印寺となつたのです。

又、「横江」の地名も、戸塚家の屋敷が大きかつた（大きなかま）ため、そう呼ばれるようになったといわれ、今も土塁の一部が残つて居ります。

一山国師開基と伝えられる同師は、寧一山と号し中国宋台州胡氏の子で、今より七百四十年前、平安元年太宰府に渡来、初め平貞時の為に伊豆へ幽閉されたが、後、鎌倉の建長寺の開祖となり、晩年京都に上り、南禅寺を開いたといわれる。

後宇多上皇の信任を得たが、文保元年六百六十六年前十月、歳七十一歳で示寂した。

当観音寺境内に貞和二年（六百三十七年前）未と刻知した、実に雄大な多宝塔があり、今はその全部を苔が覆ひ台石の字句も長い風雪にさらされ、見るからに古さを伝えている。一山国師遷化より三十年後のものであるから、おそらく国師三十年供養のために建立した塔であろうと言ひ伝えられている。

3 山内一豊公と在川和尚

市村昭子

天文十三年（一五四四）在川謙昨和尚生まれる。天文十四年（一五四五）山内一豊生まれる。在川和尚と山内一豊は叔父と甥の間柄と伝われども事実は不明である。

天正十八年豊臣秀吉天下を統一、九月一豊掛川城主となる。

「天正」九月廿日今度 小田原并関東所秀吉公退治有一豊公御武功多により遠州ノ内相良壇原（榛原郡）三萬石余遠州佐野郡之内二萬石合五萬石余以掛川城御拝領其後兩度御加増都合五萬九千石餘御代官所へ此外ナリ……」（一豊公紀）

同年ただちに、駿河国有渡郡山脇村長源院の住職をしていた叔父（前述の通り事実是不明）在川和尚を掛川へ招いて、日輪山真如寺を開創せしめた。

即ち、在川謙昨和尚（朗月清光禪師と称す）は真如寺の開山であり一豊は開基様としてあがめられている。

在川和尚は始め、曾我の正法寺の住職をしていたと伝えられるが、現在歴代の中に入っていないと言う。同寺には今も在



川和尚の血脈などが存している。

正法寺の後は駿河瑞龍寺（秀吉の妹、徳川家康の正室旭姫の墓のある寺）の住職をへて長源院の住職をしていたところ、甥？である一豊に招かれて、現在地へ真如寺を創建した。又、在川和尚は一豊の相談相手となり、軍事・政治上の顧問として相談にあずかったと伝えられている。

慶長五年（一六〇〇）七月三日家康の会津攻めに従い、一豊掛川城を出発する。

「七月三日御用意相調御出陣……七月三日御出陣ニ相定ル故諸寺院百姓町人御目見ノ人々御暇乞ニ登城有之御仁君様故何レモ落候仕候處厚ク御意被為掛難有下城仕候在川和尚ニハ三日朝御馬先へ罷出御暇乞申上心得ノ処三日未明ニ真如寺客殿唐戸ノ下一豊公御手鎧ヲ被為提大音ニテ大禪師、大禪師ト御呼被遊候故在川和尚柱杖御突御拜口へ御出向御座候時一豊公御手鎧ノ鞘ヲ為取テ在川和尚へ御突掛り問テ云テ勇士恣磨ノ時如何（このやうな時どうすればよいか）川ガ云テ大阿有手ニ出格自在公亦問占者今日者凶日出則不飯家は時如何川曰分莫渉ルニ途遠発歩吾今為公ノ傳一戦必勝之妙符無字一圓相ノ旗ヲ授テ曰分天地一無ノ禪誰カ是レ交鋒先真往須領大國何処飯小国公ガ曰分珍重吾直出馬両旗へ御馬ノ左右ニ被為立テ御出馬被遊候在川和尚直ニ御見送り日坂迄御出杖御座候也」（一豊公紀）

これは簡単に言えば、関ヶ原役出陣の折、真如寺の在川和尚を訪ねた時、一豊は在川和尚に鎧を突き出し、今どうしたらよいかと尋ねた。すると和尚は白布に「無」「〇」を書いて一豊に差し出した。これにより一豊は悩みもなくなり、上杉景勝攻めと関ヶ原役に功ありと言う事である。

「豪氣を抱キ嘗一豊公関ヶ原ノ役ニ出師ノ秋清光禪師（在川和尚）ニ就テ軍旗之微ヲ乞フ禪師卒爾トメ無ノ一字ヲ大書シテ以テ公ニ與フ故ヲ以テ其役大ニ捷ヲ得テ飯ル公其軍績ニ依テ慶長五庚子年（一六〇〇）土佐ノ國守ニ任ゼラル……」（真如寺記）

これらの記録を見ると、一豊の関ヶ原役に於いての軍功は、在川和尚の知恵と言うか力が大であった事が伺い知れる。又、鏡などでおなじみの一豊の妻の力もあったであろうが、それよりも在川和尚の力のほうが上であったと推せられる。一豊は、在川和尚を師とも仰いでいたと思われる。

小山の陣で一豊は、掛川城を家康に明け渡すと宣言した。この事は、家康に対し、自分は勿論の事家臣も城も総てを託すと言う事である。

又、家康が江戸より関ヶ原に向う時、一豊は佐夜の中山に接待所を設けて家康を大いに歓待した。

関ヶ原の役の後、一豊は土佐二十四万石に封ぜられた。慶長五年十一月一豊は土佐へ移った。一豊は最初浦戸城へ入り、後大高坂へ築城を開始した。

「天守之儀遠州掛川の天守（一豊の創建した掛川城天守）の通一豊公御物数寄を以て高欄被付四国外へ無之目立可申旨御家老中に被仰上候……」（一豊公紀）

真如寺の在川和尚は、一豊土佐一国の国主に任ぜられた事の祝い言上のため高知へ向った。一豊は、和尚に、この地に留まるよう申し上げたが、和尚は掛川を留守にしている事を理由に辞退した。しかし、一豊は寺を建てるからと言ひ、潮江山の麓に一寺を創建せしめた。

和尚は、いったん掛川に帰り、弟子の巨山聚鯨和尚に真如寺をわたし、再び高知へ向った。

「日輪山真如寺（註）本尊薬師……」（一豊公紀）

公紀にあるように、真如寺の本尊は、もとは薬師如来であつたと推せられる。現在は十一面観音である。

高知にも真如寺が建てられたが、初めは真乗寺と号していた。「寺号真乗寺忠義公ノ依命真如寺ト改ム當寺慶長六年（一六〇一）に御建立」（一豊公紀）

このように、一豊と在川和尚は切っても切れない仲のようであつた。

あつた。

一豊は、高知へ入封してより五年後の慶長十年（一六〇五）九月二十一日、六十才にて亡くなり、真如寺山へ葬られた。

法名「大通院殿心峯宗伝大居士」

そして、それより八年後の慶長十八年（一六一三）九月九日在川謙昨和尚も六十九才で他界した。

現在、掛川真如寺に在川和尚の法衣が伝わっている。画像及び木像も伝わり、これらは貴重な文化財であると言わねばならない。

4 日 東 人 物 誌

松 下 巳 作

事任八幡宮歴代神官と文人達

（資料 事任八幡宮第十六代神官 誉田秀之）

第一代 朝比奈豊前守 藤原家重 誉田家の祖

從五位下 慶長三年 元和三年十一月三日 歿

第二代 朝比奈安女 藤原家次

從五位下 元和八年 慶安四年三月二日 歿

第三代 誉田備前守 藤原信秋

從五位下 寛永八年 宝永七年五月十三日 歿

第四代 朝比奈図書 藤原信吉

從五位下 寛文十一年 元文四年九月十日 歿

第五代 朝比奈市正 藤原秋信

朝比奈市正 享保十四年二月晦日 歿

第六代 朝比奈備前守 藤原家信

從五位下 享保四年 安永七年二月四日 歿

第七代 朝比奈備前守 藤原久信 七十二才

第八代 朝比奈老岐守 藤原信帝 享和三年三月十五日 歿

第九代 朝比奈縫殿介 藤原信高 寛政七年十月二十五日 歿

第十代 朝比奈主計 藤原秀茂 寛政十一年四月十五日 歿

第十一代 朝比奈栄 藤原秀雄 嘉永六年十一月廿八日 歿

第十二代 朝比奈藏之進 藤原秀直 (改) 菅田束稲 二五才 安政元年十月十四日 歿

第十三代 菅田健雄 明治四年十二月十四日 歿

第十四代 菅田伝七 明治卅八年六月廿五日 歿

第十五代 菅田千之 昭和三十年六月六日 歿

※ 菅田姓の読み方

「ほんだ」と読みます。十返舎一九の「東海道中ひざ栗毛」には菅田(こんだ)の八幡を打過ぎ」とあり、近畿には同字で「菅田(こんだ)の八幡」があります。

菅田家は、神職という家柄の為か、資料にも国学者の系統のものが多く、その中から主な人物をあげると、

- ・賀茂 真淵 (国学四大人の一人、浜松県居神社)
- ・本居 宣長 (真淵に国学師事、古事記伝を著す)
- ・内山 真竜 (国学者、磐田郡光明村生真淵に師事)
- ・石川 依平 (掛川伊達方の歌人、資料最も多し)
- ・加藤 千蔵 (国学者、享保廿年生、県門の江戸派)
- ・久松 潜一 (現代の国文学者、国文学の著書多し)

- ・中島 嵩石 (岩滑村生れ、国学者、明治廿八年歿)
- ・大久保 忠尚 (国学者、八木美穂の門人、見付神主)
- ・小国 重友 (遠州一宮神社神主、国学者文政二年歿)
- ・本居 大平 (国学者、本居宣長の養子)
- ・平田 大角 (不明)
- ・千閑 (不明)
- ・勝輝 (不明)
- ・秀房 (不明)
- ・菅 磨 (不明)
- ・真澄 (国学者岡田真澄)
- ・白童子 (伊達方、伊藤嵐牛・通称清左衛門)
- ・清美 (不明)
- ・落合 直蔵

この中にも略記したように、石川依平の資料が最も多く、特に十五代神官菅田千之氏が原稿に書いて未発行の「石川依平稿」(原稿は約九百頁)が蔵され貴重な未刊本もあります。掲載の写真は菅田家第十代の神官朝比奈主計藤原秀茂の請願により、依平が添書したもので、神秘的な雅楽「羅陵王」の一人舞の姿が優雅に画かれ、見れば見るほど心を惹きつけられるすばらしい絵です。(口絵参照)

石川依平の添書は国学者にふさわしく流麗な筆跡で、万葉仮



とるゑ書 美奈王 依平 石川

名で記されています。原文は次の通りです。

荒陵太秦光

羅陵王の図

笛能音の須美由久夜半雨

あら者世類す可多も

閑理の於も天なり気舞

(笛の音の澄みゆく夜半に あらわせる
すがたも仮の おもてなりけん) 源 依平

この絵よ むかしいつ連の御時爾可あり遺無
皇太子命八幡山にまうて給ひて月のおもし呂きよ御馬に能
らせ給ひながら羅陵王といふ曲を布かせ給ひ介るに世にた
具ひなき御志良俗にやめ伝もよ本され希む あやしく此世能
人とも見えぬ音のいつこよりともなくきたりて吹すまし給ふ
御笛にあ者せ亭その舞乎まひ可那伝しとして沙るいみし放音可
たりのさまを音楽の家の子太秦広光ぬし絵がきたる奈理 そ
をその父ぬし蘭越前守ときこ遊類人より 藤原秀茂ぬしにお
くら連連る越秀茂ぬしもとより笛ふくこと乎いたくこのミ給
へ連要よるこひて おの連爾歌をとこ者るゝ爾よりてそのゆ
あよしおも筆の都い伝爾閑く盤志類数述奈卒
天保の八年といふとしの八月

(歌の意)

静かな夜の暗にしみいるような美しい雅楽の笛の音に合わせ
て舞う舞人の姿は、この世の人とも思えない程に神秘的なもので
ある。これは神様が、仮にこの世に現れない程に舞をされているの
であらう。(それ程に事任八幡宮の羅陵王の舞はすばらしいもの
である)

源 依平

(原文意訳)

この絵は、昔のことですからいつの御代のことですかわかり
ませんが、伝えられていることです。

ある時、天皇の御子様が八幡宮に参詣されました。それは美
しい月夜のことで、馬にお乗りになって羅陵王という曲をお吹

きになりますと、その笛の音は朗々と八幡宮の森に響きわたり、
その音のすばらしさにさそわれて、この世の人とも思えぬ舞人
が現われて陵王の舞を舞われました。……と、ある有名な方
がお話になりました。

その様子を、雅楽の家の子で太秦広光という方が絵にしたも
のです。広光の父親の蘭越前守という方から、日坂八幡宮第十
代神主の藤原秀茂氏に贈られました。

秀茂氏は、笛の名手でありましたので、これを大変喜ばれ私
(依平)に歌を詠じてほしいといわれましたので、その由来を
も、歌を詠じたついでに、このように書きしるしておきます。

天保八年八月(一八三七年)

※依平は、この時四十七才

※羅陵王について

羅陵王は雅楽の曲名で、陵王、没日還年、蘭陵王
ともいい、一般には蘭陵王と今では呼ぶ。宮内庁楽部
伊勢神宮、明治神宮、広島島の厳島神社で奏楽舞宮があ
り静岡県内では三島大社の舞で有名です。

中国の北斉(五五〇年頃)の蘭陵王、長恭という人
は顔が美しい人だったので、戦場に出ても部下がその
顔に見とれて士気が上がらなかった。

そこで、どう猛な仮面をかぶって指揮をとるのが常
であった。ある時、周の大軍を金甌城の敵陣深く攻め
入って破った。部下将兵たちが喜んで、蘭陵王入陣曲
を作って歌い、敵を打ち破るありさまを舞にしたもの
です。

金色の怪物の大型面をかぶり、毛べりの袴襦装束を
つけて勇壮に舞う。雅楽の中では最も軽快華麗な一人
舞です。この絵には面をかぶっていないので、美しい
長恭の顔そのものを画いたのでしょう。

又、この絵の舞人の前につけているのが柄箱装束で

す。

※ 蘭越前守について

蘭氏(そのうじ)といい、大阪の天王寺楽人、今は宮内庁楽部にその子孫がいる。太秦姓で世襲の専門は左舞と笙の楽家。中国の秦の始皇帝の五世の孫融通王の子孫。融通王は弓月王(ゆづきのきみ)ともいい、仲哀天皇の八年に來日したという。広の字を名乗り、昭和三十年五月十二日に蘭広茂楽長は、国の重要無形文化財保持者として認定されました。現在は広茂氏の子息蘭広春氏が宮内庁楽部に勤務されています。

以上の事から推定されることは、依平のいう笛は、雅楽器の笛である電笛ではなく、笙(しょう)のことを指しているらしい。

神官藤原秀茂氏も笙か電笛の名手であったと推定され、又、事任八幡宮では、雅楽を盛大に奏楽されたことも考えられ、当時の壮重優雅な祭りがしのばれる。

雨乞いに感謝の歌(依平筆)

天保十年は早天の為稲苗の植付に農家は非常に困り、雨乞いの神事が行われました。



雨乞いの歌
依平の神社の
神主の歌
を伝える
こと
神事

陰暦六月十三日より雨乞いの神事が始まり、六月十九日の暁より雨が降り出しました。藤原秀茂神主が神へ祈りつつひたすらに雅楽青海波を笛で奏で、その真剣な様子と、神の恵みへの感謝の心を依平が歌に詠んでいます。

(原文)

天保能十年登い布とし五月よ鯉。

六月かけて雨ふらさり遣れ憂い。つこも

雨呼飛し遣るに己等麻知能神社爾てハ

神主藤原秀茂ぬし水無月(陰暦六月)十三日より

いはひ清方は鯉で夜昼登奈くこ比能美

給ひぬ 十八日能夜登与も須可ら 大前に

さふらいて 禰伎言は沙ら爾母いは受 青

海波能百可閉鯉吹と可 笛布支須まし

堂まひ遣るに 暁に多雨以堂 降出ていや

降雨ふ類まふニ都登米て田つらハ畔こ須

は可里水たふ閉奈可連た鯉遣れハたふとく

字礼しくおもへ天よめ類

あ字字美能 波を鯉閉閉須 笛能音能

須みゆく空や 阿米登那鯉気牟

(前文の意訳)

天保十年の五月から六月にかけて雨が全く降りませんので、各地で雨乞いをしました。

このよまち(事任)神社では、神主の藤原秀茂氏が陰暦六月十三日より精神潔斎して日夜連統で雨が降るように神に祈りま

した。六月十八日の夜は一晚中神前にぬかずいて神への願い事

は一切言わず、雅楽の青海波の曲を笛で百回もくりかえしくり

かえし吹かれました。

その翌日の早朝よりたくさん雨が降り出し、そのままに藤

原氏は神への願い事の神事(百返り吹き)をつとめられました。

田一面に水はあぜを越す程に流れましたので大変貴いことであ
り、又うれしく喜ばしいので、その気持ちを歌に詠みます。
お海の波おり返す笛の音の

澄みゆく空や 雨となりけむ

源 依平

※青海波の百かえり吹き

雅楽の一種、唐の音楽、舞人二人が舞う。中国西北
地区青海省の地名をとり、序・破・急の破が波となり
青海波と呼ぶと伝えられる。その衣裳は「太平楽」に
相対する華麗なもので、波のまようたと七十五羽の千鳥
のししゅうがある。「源氏物語」にも「紅葉賀」の巻
に源氏の君が朱雀天皇の御前で舞われたと書かれてい
る。

このように「青海波」は慶賀の曲であるが、波は水
に関係する事から雨乞いに当り神前に奏せられたもの
と推察される。一曲七分としても百回では十二時間吹
くので大変な体力を要し、藤原秀茂氏が、いかに真剣
にとり組まれたかが、この一言で察せられる。

※禰伎言

禰伎言は禰宜事とも書き、又折ぎ事ともいう。
願いごとのことで、願いをお祈りすることばの事。

嘉永七年藤原秀茂氏御霊祭の詠



嘉永六年十一月廿八日に歿せられた
藤原秀茂の御霊祭が嘉永七年二月四日
に執り行われ、招かれた依平が亡き人
を偲んで詠じたのがこの文です。

藤原秀茂氏の御霊祭の詠歌・依平筆

(原文)

朝比奈能君 去年能十一月廿八日

世を沙り給ひ天 今年 嘉永七年

二月四日 御霊祭を いまのあるしの

君能し給布爾 まあり天

思ひ出類ことお於くて

依平

さ可支葉能 藤をとめ来て その

閑美盤 霜夜をさへ耳 明しゝものを

無可しへ能 笛の飛々きや

残り気牟 梅ちり

まよふ きさら支能 空

(読みくだし)

朝比奈の君(十代秀茂氏) 去年の十一月廿八日 世を去
り給いて(歿せられて) 今年嘉永七年二月四日御たま祭を
今のあるじ(十一代藤原秀雄氏)の君のし給うにまいりて、
思ひ出ること多くて

依平

柳葉の蔭 乙女来て そのかみは(その昔は)

霜夜をさえに 明ししものを

昔への 笛のひびきや残りけん

梅散り迷う きさらぎの空(如月―二月)

5 昔の道「川崎街道」とは

平 岩 孝 一

旧東海道を東へ新町を通り過ぎると道脇村に入るが、現在の葛川で、明治二十二年に西山口村となり町境である。統いて増田村に入り逆川が流れて馬喰橋がある。其の橋の手前に一里塚があったことはよく知られていて、江戸より五十六里となっている。現在は全く地形も変って昔日の面影は何一つなく、其の附近は淋しい松の並木道であったので「夜道を歩くのにも自分の足音までが気になって、恐い場所であったものだ……」と古老の人達からも言われている。橋をやっと渡り終ると馬喰村となり、この三ヶ村が現在の葛川区である。統いて成滝村に入ると家並びもあり中程まで行くと、現在西山口農協支所が新しく建てられ、其所から右折する車道があるが、これが川崎街道の入口である。



川崎街道はこれから始まり種々様々に言われている。静波街道又は相良街道とも言われて、其の土地の人々に依り異っていた。併し乍ら多くは川崎街道と言われており、当時代は川崎湊と記されている、古文書等から見ても、川崎湊を深く知る必要がある。何れにしても南部方面に通じている主要なる街道筋であったことは確かである。そして東海道に接続する農協支所の所に道標が立てられてあったが、大頭龍参道のもので川崎街道とは記してはない。道標には大頭龍と福天大権現



が二面に刻まれている。大頭龍神社は菊川町の加茂に、福天大権現は同町の西方に入ると坂を降り、左側の洞谷山龍雲寺の境内にある。いづれにせよ道しるべであることには変わりはないが、その時代の人々の信仰心の深きものがあつたことが伺われる。その道標は現在別の所に移してある。右折して川崎街道を数十米行くと地藏堂が建てられている。この街道を往來する昔の人達は、何か心のやすらぎを求めてお詣りされていたことと思われる。現在でも近在の人々が願いごとに、花やお線香が供えられて毎日その煙は絶えない。詳しい由来はよく解っていないが、昔からの言い伝えに依ると、「いぼとり地藏様」と言われている。お線香の灰をいぼにつけるといぼが取れると言われられて、毎年孟蘭盆の二十四日には近所の人達に依り、盛大なる念仏供養が行われている。地藏堂を過ぎ程なく行くと成滝の秋葉燈があつたが、現在は他所に移っている。そして正覚山阿弥陀寺の門前を通り過ぎると、下に逆川が流れて橋を渡らなければならぬ。此の橋が版にお粗末な橋であつた。一雨降れば流されてしまうので、昔の人達は随分苦労した様だ。急ぎの人は山添いに掛川の町へ出たというところも聞かされている。昔の記録文書には次の様に記されている。

「川崎街道は里道にして（今の改修して堀之内に通ずる県道となる）本村字成滝より、東海道に接続して出で、阿弥陀寺橋（逆川に架る）を渡り、本村字満水の大部分を経て、満水坂越へ、隣村西方村（今、堀之内と改称）に至る。阿弥陀寺橋、従前は掛川城主にて、簡素なる板橋を架し、交通の便を図りしも、城主転任と共に村費を以て架橋せしが、少

しの出水にても流失し、為に大六山などを越えざるべからざる不便も屢々ありたり。故に成瀬村満水村合同し、明治四辛未年八月新規架橋す。

この諸費金六拾七兩二分三朱、残錢一貫四匁、この橋出来後は、従前より大いに便利を得たれども、数年ならずして流失するに至れり。

是に於て満水成瀬宮脇の三ヶ村協議の上、其の筋に架橋出願許可を得て、明治九年より工を起し八月中竣工す。

橋長サ二十一間・幅七尺、この經費金老百拾參円四拾四錢七厘、翌月即ち、自明治九年九月、至明治十三年八月まで、満四ヶ年間橋錢を申し受けることとなれり。この橋は今架しある橋の場所にて、明治四年頃の橋は今の所より、二十間許り下流に当れり……」とある。

この様な時代も過ぎて、今は全く其の当時の面影は残っていない。現在はその名も山口橋と変っている様に、時代の移り変わりを物語っている。橋を渡り終ると西山口村の隔離病舎（明治三十五年建）が並んでいた。その前を通り山裾に添ってなどらかな坂を下り乍ら満水村に入るが、やはりこの附近も杉林のおいかぶつた淋しい場所であった。

此の頃は掛川駅に通ずる最短距離となつて、鉄道と並行し一直線に完成された。浜岡路線の三叉路の起点となつてゐる。それより菊川方面へしばらく行くと満水バス停がある。其の手前当りから川崎街道は国鉄線路南側に移つてゐる。明治二十二年（単線）の完成により道は全く切断されたので、以来往復する人々は、總て線路を越さなければならなかった。後に明治三十八年に複線化となり、隨つて踏切番も居たのだが、現在に



新しい道路が出来て人通りも少なくなり、踏切番は廃止された。

線路を越した所に、鳥居松と言う大きな松の木が立っていた。その由来は高畑神社の鳥居があったことから伝えられている。村の古い記録文には次の様に記されている。

「鳥居松、満水入口の里道の傍に在り。高畑神社の鳥居の在りし処なりしが、或る時馬上の士人、其の前を乗打ちせしとき、神罰にて落馬せしこと有りしより、神社に通ずる道を他に造り、鳥居をも撤したりと言ふ云々……」とあり、

猶、鳥居松の隣り側には、一文あきないをしていた家も明治の終り頃まで実在していたが、今は田圃となつて形は残っていない。又明治三十七、八年戦役の時満水部落に於ては、鳥居松の所に立派な凱旋門を杉の葉で造り、その前で戦勝祝いの行われている当時の写真も残されている。それだけに其の時代は満水部落の玄関口でもあった。この様に川崎街道は南部方面へ行く中心的な、主要道路としての役割を果たしていた。しばらく行くと数軒の家が並んでいて、やはりその中にも店を出している家があり、この道は他にも所々にあきない屋があつたこと等近くに居た古老の人は、懐しそうに詳しく話してくれた。

又郷倉や御高札場のあつたことも、今は新幹線や土地改良などで、其の跡を知ることが出来ないが、満水村旧家の古絵図を観ると、大体は位置付けることが出来る。

それより暫くの間田圃の中を小さな川が曲り乍ら流れている。道はその小川に並ぶ様にして満水坂に続くが、今は満水坂はつま恋となつてゐる。この坂を越せば隣接の西方村（現在の菊川



6 遺跡踏査私記

原田耕治

町)で、丁度後山トンネル西側(つま恋入口)の山口で、昔の村境である。今も数十米の道が一部残されているが、満水部落は一望に眺められ、その真中を国鉄東海道線と新幹線が東西に走っている。片方西方側は直ぐ下をカーブし乍ら東海道線が延びている。いづれにしても其の時代の人達は皆この満水坂を越して、それぞれの用途を済ましたこととされる。

一方川崎や相良方面の人達は、朝早起きで海産物等を背負ったり担ったりして、この坂を越えて満水を通り、成瀬の通りを経て東海道に出で、掛川の町までも行商売りに歩いて来ていると伝えられ、その苦勞は想像以上のものだったと思われる。



道 記

現在の県道は大正四年に着工されている(菊川バス路線のこと)が、完成するまでは前記の川崎街道が如何に多くの人達に利用されていたのか?.....現代は文化の進歩に伴い新しい道路が次々と出来て、昔の古い道は次第に忘れられ消え去ってゆくが、其の時代の中でどの様に利用されて来たのか?.....人それぞれに何か想い考えさせられる事があるのではないだろうか。今までは道について深く考えたこともなかったが、道があるから人が住める、用途にも行ける、と思う時、毎日歩いていても左程に感じなかったが、今昔の道を現地の状況や古老の人達の話と総合し考えてみると、其の時代が様々に想い浮かんで、昔の生活の厳しさが伺われる。

近年、古代史ブームとなり、発掘調査が至る所で行われている。発掘調査が多くなるとともに埋蔵文化財行政も非常に整ってきた。しかし、遺跡は工事中に発見されることが多く、発掘担当者は不十分な調査体制の中で、十分な調査日数も与えられずに発掘をしているのが現状だと思う。

現在ほど、細かな遺跡分布地図を必要としている時期はないように思う。

今回は自分で踏査し遺構が存在するように思われる二つの地区を紹介したいと思う。ただ、資料不足のため想像の域を出ない部分もあるが、今後も踏査を続けることにより遺構の概要をより明確に把握できるようにしたいと思っている。

1 逆川(仮称)遺跡の概要

掛川市の遺跡分布は原野谷川流域と倉真川流域に大別され、他地区で確認されている数は非常に少ない。特に広い沖積平野を持つ逆川流域の遺跡数は倉真川流域に比べて少なすぎるように思える。影森遺跡(縄文・弥生期)、近年調査された園ヶ谷峰山遺跡(弥生後期)、千羽地区を中心とした二十数基の横穴墳のみのように覚えていた。

しかし、昭和二十六年に出版された小笠郡誌によれば、千羽字後沢より石剣、逆川字神子地より石斧、宮脇字河原より弥生式土器が出土したと書かれている。小笠郡誌には出土地図が記載されていないため、これらの出土地を明確に知ることができない。そこで、次に小笠郡誌をもとにして調査し、遺構があると確認できた逆川遺跡(仮称)を報告する。

(位置と環境)

この遺跡は磯村機器・日本楽器西側逆川地区より満水丘陵西まで、逆川に沿って広がっているように思える。小笠郡誌において、逆川字神子地(みこじ)より出土したと記載されている場所である。

逆川上流東山口の影森に縄文式土器・弥生式土器を出土する影森遺跡がある。遺物としては近くの伊藤久夫氏宅に多くの石器類(石棒・石斧・石鏃)が保管されている。この中の石棒(図Ⅰ)は附近の山頂より出土した。この石棒は長さ約二十七センチメートル、直径約十一センチメートルであり根元が折れているが保存状態は良好であり、原型をよく残している。石棒は縄文期の遺物であり集落の信仰神として、一集落一体存在するのが原則のようである。他の事例として、掛川では倉真里在家にある里在家遺跡があげられる。遺跡近くの八幡神社横、奥の院に御神体としてまつられている。この石棒も附近の山頂より出土した。

山鼻の国道一号线北側の山頂にも石棒が一体まつられている。この石棒と関連ある縄文遺跡はまだ確認されていないが、この丘陵南裾で古式土師器を採取した。

宮脇には園ヶ谷峰山遺跡がある。この遺跡はバイパス建設中に発見され、弥生末期の高地性集落と報告されている。以前、発掘調査された天王山遺跡と同時期と考えられている。峰山遺跡の丘陵南裾から中世須恵器が多量に採取されたが包含層は確認されなかった。

横穴墳は千羽に十六基、大原子に十一基、宮脇に二基確認されているが、大部分が開口しているか破壊されてしまった。

逆川遺跡は峰山遺跡の真南に位置している。

(遺跡の概要)

遺物は大きく二地域より出土している。一つの地域は斉藤豚舎・日本楽器駐車場であり、もう一つの地域は満水地区の逆川

に沿ってである。両地区は約五百メートル程度離れている。

前地域の出土物は、石斧と古式土師器である。石斧は斉藤豚舎所に保管されていた(図Ⅱ)。この石斧は地表より一メートル程下から出土した。石斧出土附近より土器が採取できず、包含層、時期も確認できなかった。豚舎東側の日本楽器駐車場建設の際、表土約五十センチメートル下より古式土師器が多量に出土した(図Ⅲ)。土器片はもう、又、駐車場建設途中であったため、多くの土器を取り上げることができなかったが、確実に包含層を形成していた。

満水地域では表土で多量の中世須恵器片を採取した(図Ⅳ)。須恵器片は成滝地域側でも採取できたが、この地域は砂層であった為、上流より流れ込んできたのではないかと考えている。又、満水の梅田広治氏宅に二個の磨製石斧(図Ⅱ)が保管されていた。この石斧は約三十センチメートル下より出土したとの話であったが、縄文式土器は採取できなかった。

(遺物について)

① 日本楽器駐車場・斉藤豚舎出土

(土器)(図Ⅲ) 日本楽器駐車場下より出土。この土器は口縁部直径約十二センチメートル、厚さ約四ミリメートルの薄手であり、非常にもろく腹部は無文であった。口縁部は外側に折り返し、縦にヘラで沈文が入っている。土器の厚さ、無文というところから、弥生期に近い土式土師器と考えた。

(石斧)(図Ⅱ) 石斧は長さ約十九センチメートル、幅約五・五センチメートル、厚さ約二センチメートルの打製石斧である。裏面は平坦であるが、表面は円形に曲がり、左側が厚く右側が薄い非常に変形した石斧である。石材も粗悪で、先端が少し破損していた。

② 満水地域

(土器)(図Ⅳ) 須恵器の杯の身であり、蓋の部分は採取されなかった。この須恵器は内側に自然釉がのっているが、ヘラ削り

は非常に雑であった。高台は底部に張られていることが明確に理解できる。底部の裏面にはけ毛の半円状の文様がある。時期は九世紀段階のものと考えられる。

(石斧) (図V) 石斧が二個、満水の梅田広治氏宅に保管されていた。二個の石斧は比較的小型の磨製石斧である。二個とも、石材は良質であり、破損した部分も少なく、非常によく残存している。

(遺跡の性質)

小笠郡誌に蘭ヶ谷河原地域より弥生式土器が出土したと記載されている。河原地域と神子地域とは逆川をはさんでおり、遺跡は河原地域より広がっていると考察するのが妥当だと思う。逆川遺跡は最下段に弥生期の包含層があり、中段に弥生晩期・古式土師器を出土する包含層があり、最上部に古代の末期から中世の遺構があるように思える。ただ、現在確認できているのは、中段部の包含層のみである。逆川地域と満水地域は約五百メートル以上離れているために、これらの包含層が二地域間に広がっているとは考えられない。私は二地域を同一遺跡と考えているが、別の遺跡になる可能性もある。今後の踏査で明確にさせていきたいと思う。

2 平塚山下採取土器

(位置と環境)

倉真川流域は原野谷川流域と同様に多数の遺跡が確認されている。上流の里在家には縄文遺跡があり、土器と多数の石器類(石棒・石鏃・石斧)が出土している。西郷の横江地域平塚山山頂には平塚遺跡がある。この遺跡内には六世紀中葉の平塚古墳がある。この古墳は横穴式石室を持つ円墳である。掛川地域で横穴式石室をもつ古墳は平塚古墳と原谷にある長福寺古墳のみである。西郷の小市には小市遺跡がある。小市遺跡は静岡大学が発掘調査したが報告書が出版されておらず、遺跡の全容はわからない。教育センターの土器より考察すると、弥生中期

から後期の遺跡と思われる。小市遺跡出土の石剣も教育センターに保管されている(図VI)。

初馬川沿い戸塚地域より須恵器・土師器・弥生式土器が表面採取される。この表面採取される地域は周りの土地より約一メートル程度低くなっているため包含層は削り取られていると思われる。竜尾神社近くには天王山遺跡があった。この遺跡は弥生末期の高地性集落跡と報告されており、蘭ヶ谷峰山遺跡と同時期のように思う。竜尾神社の丘陵上には既に調査された二ツ池古墳群、現存する三基の円墳、横穴墳がある。

他に、里在家より弥生式土器、世業院前セキスイ団地より弥生式土器が出土したと聞いている。しかし遺物は確認していない。平塚山の下でも弥生式土器が出土したと聞いているが古式土師器を確認したのみである。ただこの地域からは多量の須恵器と土師器を採取した。この地域には広範に古代末期から中世の包含層があるように思える。この地域で採取した土器より時期を考察してみた。

(土器)

(図VII) 杯の蓋である。蓋のつまみには擬宝珠のものとボタン状のものがある。この土器はボタン状である。そして、受け皿を受ける立ち上がりがあることから七世紀後葉の土器と考えられる。

(図VIII) 杯の身であり、高台がついている。ヘラ削りの生成も非常に丁寧である。底部裏には、糸切り文様が半円状に残っており、九世紀段階の土器と考えたい。

(図IX) かめ腹の拓本である。文様を見る限りでは二片とも同一時期であろう。表の叩き文はたての直線が強く、横の直線が弱くなっている。裏は円心円文が重なり合っており九世紀段階の土器と考えたい。

(遺跡の性格)

平塚古墳は前記に述べた如く六世紀中葉の古墳である。前に

記述した土器は六世紀中葉まではさかのぼらないため、平塚古墳築造時期の包含層とは無関係である。前記の土器を出土する包含層の下から古式土師器が出土している。この古式土師器を出土する包含層が平塚古墳築造時期と同時期の可能性もある。この遺跡は、最下段に古式土師器の包含層、上段に平安期の包含層があると考察するのが妥当であらう。

あとがき

最近「標高八十メートル以下はすべて遺跡である」という言葉をよく聞く。今回の踏査で、その言葉が実感として理解できた。特に古代末期から中世の須恵器片はいたる所で採取した。「遺跡を発掘せずに遺跡の概要を知る努力をしなければいけない」ということを大切にして、今後もう少しづつ地道に踏査するつもりでいる。

最後に、このような場で発表する機会を与えてくださったことを心から感謝します。

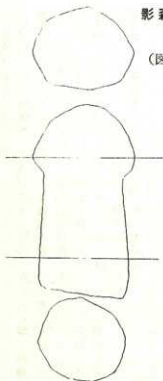
参考資料

1. 静岡県遺跡地名表
2. 考古学講座 4・5
3. 日本の考古学 (Ⅲ・Ⅳ)
4. 陶磁大系 4 須恵器
5. 大沢・川尻古窯跡調査報告書
6. 小笠郡誌
7. 陶邑
8. 和泉陶邑窯出土須恵器編年
9. 水垂二ツ池古墳群
10. 日本の美術 3 縄文時代Ⅱ
11. 日本の美術 170 須恵器

- 静岡県文化財保存協会
雄山閣
河出書房
田辺昭三 平凡社
湖西町教育委員会
小笠教育研究協会
田辺昭三 平安高校
中村 浩
掛川市教育委員会
土肥 孝 至文堂
八賀 晋 至文堂

影森遺跡出土
石 棒

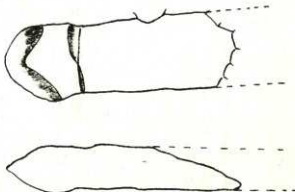
(図Ⅰ)



0 1 2 3 4

石 剣

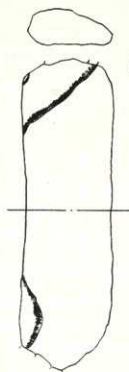
(図Ⅱ)



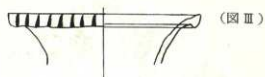
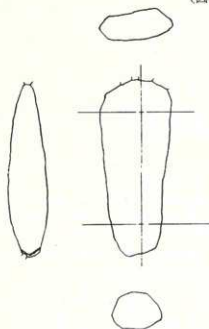
0 1 2 3 4

逆川遺跡出土

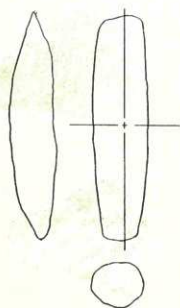
(圖 II)



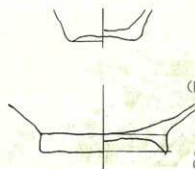
(圖 V)



(圖 III)



(圖 IV)



0 1 2 3 4

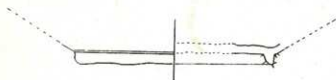


(图 VII)

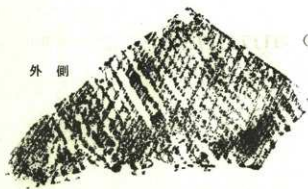
平塚山下採取土器



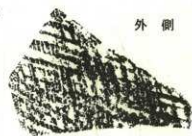
(图 VIII)



0 1 2 3 4



外側



外側

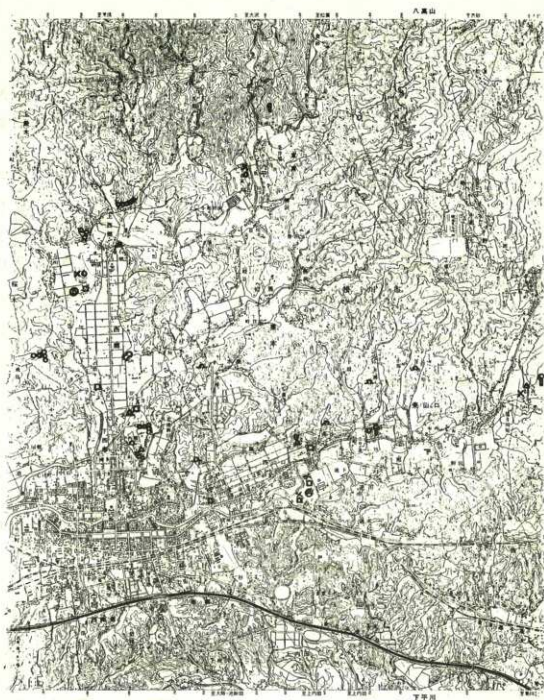


内側



内側

平塚山下拓本



- × 縄文遺跡、縄文式土器散布地
- △ 弥生遺跡、弥生式土器散布地
- 土師器、須恵器散布地
- ⊞ 前方後円墳

- 円墳
- ⊖ 横穴墳
- 石 棒

- ④ 逆川(仮称)遺跡
- ③ 平塚山下土器片散布地

山麓の諸遺跡、磐田原台地の諸遺跡と同類型が大半を占めており、時期的にも大体同じである。なおこのナイフ型石器はナイフの用途だけでなく、木の柄に取りつけて槍として使用されたことが考えられる。恐らく仲屋考古資料館にあるのもこの型であるはずである。

(二) 細石刃

日本における細石刃分化は東日本と、西日本で著しい違いを見せている。中部地方から北海道まで分布する東日本細石刃文化は、静岡県においても各地に発見され、最近では、一九八二年末磐田原台地の広野遺跡から大量に出土しており、当然掛川市の原田小学校校庭や、原野谷川流域の段丘から発見されている。マイクログラ（細石刃をとった石核）もこの文化圏に入る。

細石刃の使用方法は、非常に小さいため一つだけでは実用にならず、鹿の角とか木などを細く棒状に削り、その両側に溝を彫り、溝の中に細石刃を一行に並べて植えつける。溝の中には接着剤として松ヤニとか、アスファルトを詰めて、細石刃が抜け落ちないようにする。軸の先端を尖らせれば、両側に鋭利な刃の植え込まれた銃や槍先となる。この細石刃が軸に植え込まれたままの状態のものは、シベリアや北ヨーロッパに多く発見されている。



(三) 黒曜石

黒曜石の入手先として、和田峠（長野県）、箱根畑宿、芦の湯（神奈川県）、冷川峠（田方郡中伊豆町）神津島（伊豆諸島）などが産地として知られている。黒曜石はどこにでもあるというものではないため、

彼等がそれを入手するには、以前どこかで手に入れてから現在の地域に移動してきたか、あるいは物々交換などで伝播してきたかの二つが考えられる。

以上の三つの遺跡により推定できることは、掛川地域の先土器人たちは関東文化圏の内にあり、おそらく東部方面から獣を追ってこの地に入ってきたものと思われる。次に参考のため石器遺物の出土状況による年代別の見方を記しておきます。

ナイフ 一万六千年前

槍 一万五千年前

細石刃 一万四千年前

【縄文文化時代】

洪積世の先土器文化時代が終り、時代は沖積世の縄文文化時代に入った。この「縄文」と言う呼称は、日本独自の縄文の紋様により名づけられたものであり、「時代」と言うのは土器の発明によって時代区分されたものである。この新しい文化には二つの大きな変化があった。

その一つは弓矢の開発であった。前時代に使われていた投げ槍（有舌ポイント）に対して、新しい武器は狩猟、漁撈の収獲が倍増して、縄文人の生活を豊かにした。又一方の土器の開発により、食べ物を煮たり、水や物を運んだり保存したりするに便利になり、人々の生活は向上した。

その他、縄文時代の特徴をあげると次の三点になる。

(1) 先土器文化時代と縄文文化時代とは、自然環境の大きな違いがあった。前者の場合は、先土器末期近くまで大陸と接続して、人々は自由に往来できた時期があり、一方縄文時代は全期を通じて、日本列島は完全に海によって囲まれ、孤立した状態にあることである。大陸と日本との交通は容易でなく、丸木舟や筏などによって行われたかどうかの問題が残る。

土着文化の発生があったか。

(2) 大陸から孤立した日本列島の縄文文化は、およそ九千年の

大陸から孤立した日本列島の縄文文化は、およそ九千年の

長期にわたる、この間に日本固有の土着文化が育ったものと思われる。しかし、縄文土器がこの国で発生し、比類のないまでに発達した独自文化であると言う人があるが、それは少しおかしいと思う。

縄文土器源流はヴォルガ川流域に発生し、フィンランド、中央アジア、北方アジアに分布する。狩猟・漁撈の生活基盤を持った文化であり、それを母体として長期にわたり日本列島に住みついた縄文人が、その後他からの影響があったにしても、独自にも考え出したもので、器形、紋様の変化に富むことで日本先史時代の誇りである。つまり他から学び、それを独自の文化に結びつけるという日本人のパターンの発生の最古の型であると思う。

縄文人の一年間

(小林道雄氏原図)



(3) 縄文時代を通じて、二回の気候的変動があったと思われる。

最初は、早期の七千年頃から海進が始まり、早期の終りか前期の始まりの約六千年前を頂点として大海進があったという。それは海面の高さが現在より三メートルも高くなり、温度は三度ぐらいい上がったと言われる。当時の東北地方

縄文土器の編年

早期		丸形埴輪土器 (丸形埴輪土器)
中期		尖形埴輪土器 (尖形埴輪土器)
前期		片口土器 (片口土器)
中期		丸形埴輪土器 (丸形埴輪土器)
後期		尖形埴輪土器 (尖形埴輪土器)
晩期		片口土器 (片口土器)

は掛川ぐらいの温度で、非常に住みよい状態であったはずである。二回目の変動は、中期の末頃から海退が始まり、後期の中頃、大体今より三千五百年位前を頂点として、大寒寒冷になったと言われる。

私の考えでは、この時期に暖い関東、静岡へと移動してきた人たちが多くあったのではないかと考えている。晩期においては、海面も現在と大体同じ高さで、したがって海岸線も今の位置にあったと思う。

以上の三つの事がらを縄文の背景として、当時の掛川の諸状況を考えてみたいと思う。

(この項調査不備により次回に廻す。)

(2) 日本列島における原始・古代文明

【日本の原始・古代文化の源流】

京都大学の総長で、日本考古学界の最高權威浜田耕作博士の「日本文明の黎明」にみると「石器時代の文明は、もとより日本のごとき島国においてアウトタクトンのものでないことは言うまでもありません。理論上必ずアジア大陸から渡って来た文化の流れに相違ないのでありますが、さてその経路となると北方が朝鮮方面のいずれかだろうと思うのであります。私は東北ヨロップバなどにおける新石器時代の方が縄文土器と類似している事実を見るにつけ、一つの想像説を描くにいたったのであります。すなわち日本の石器時代文化は、遠く東北ヨロップバから北アジアへひろがって移動した人種の産出したものだということであります」とある。博士の言われる北方アジアの土器文化というのは、新石器文化の早い時期に、フィンランドからシベリアにかけて分布していた櫛目土器のことである。この土器は丸底あるいは砲弾形で、文様は帯状文が刺突文で、ヴォル

が川流域に発生し、フィンランドや中央ロシアに及び、シベリアのエニセイ川流域に著しく分布している。狩猟、漁撈の生活を基盤としたものだといわれている。およそ日本の文化と文化遺物は、原点を探れば自生のものは皆無と思った方がまがい。石器や土器、青銅器、鉄器、その他文字、技術も、殆ど源流をアジア大陸に受けている。

〔日本列島成立の前後〕

第一水河期から第四水河期にかけてのはぼ二百万年の間に、陸地のありさまもたびたび変化があり、陸地も海から顔を出したりもぐったりした。その訳は、水河が襲来する寒気のために海からあがる水蒸気が氷結し、地下水も表面近くのものに凍って伏流水が深くもぐってしまう。海水は減って海面はどんどん低下する。ヨーロッパはアフリカとジブラルタル海峡でつながり、地中海が大内陸湖となり、シベリア、アラスカ間のベーリング海峡も歩いて渡れたようだ。しかし間氷期になると気候も暖くなり、氷が解けて水が豊富になるから海面が上昇し、その状態に戻ってくる。日本列島も水河期には大陸とつながり、朝鮮、対馬海峡により陸橋のようにつながる。一方北の津軽海峡、宗谷海峡、間宮海峡もつながって、日本海は大内陸湖となる。

洪積世の間に、水河期は四回北半球を襲った。第四水河期が去ったあと、北半球の低地を水浸したほどの大洪水があった。これが有名なノアの箱舟の大洪水時代である。日本列島は第四水河期が終り洪積世最後の時期は、後期主ウルム亜氷期と呼びおよそ一七七千年前から、約一万年前に当るとされ、大海により各海峡とも完全に切り離され、そして新石器時代の縄文時代の初めまで海進がすすみ、現在の日本列島は成立したのである。地質学で「洪積世」とよんでいるのは、大洪水期のことでもある。

〔日本列島を囲む海峡の深さ〕

ちなみに列島を囲む海峡の深さを調べると、西から朝鮮海峡百四十メートル、対馬海峡百四十メートル、津軽海峡百四十メートル、宗谷海峡六十メートル、間宮海峡二十メートルとなる。地質学者の説によると主ウルム亜氷期の最低下期（一万八千年（二万年前））には、最大マインズ百四十メートルであったという。マインズ百四十メートル海面が低下すると、一番深い朝鮮海峡、対馬海峡、それに津軽海峡も陸橋となると、日本海は内陸湖となった。浅い瀬戸内海は青い草原地帯が湿地帯ぐらになり、淡路島、小豆島、大三島、それに因ノ島も平原にそびえた山だった。広島あたりで動物の化石といったら、ナウマン象だと思つてまちがいないと言われる。それ程瀬戸内海は象の墓場である。ナウマン象は、浜松市佐浜町のシルト層から出た化石象の歯牙を標準化石とし、一九二四年横山次郎氏が（イレファンス・ナマジカス・ナウマンズ）と命名したものである。このナウマン象の化石は、日本では北海道から沖縄までたくさん発見されている。おそらく日本原人達はこのナウマン象を追いかけて、大陸より陸橋を通り相当数渡来したものである。

〔日本列島における人類居住の痕跡〕

日本列島における人類居住の痕跡は、考古学の発展により、約七万年前まで追跡されているが、世界史の流れの中の人類史では、学名はともかくとして、猿人、原人、旧人、新人と四つのグループに分けられる。それではこれを日本史の中でどう位置づけているか、多少年代に疑問点もあるが、原人―明石原人、旧人―葛生原人、新人―三ヶ日人・浜北人・港川人・山下人と年代を区分される。また人類居住の痕跡は単に人骨の出土だけに限られず、人々が使用した石器、洞窟、焚火跡などからもその痕跡がわかるのである。

〔日本は「行きどまり」文化である〕

端的にいって、外からの文明の影響を受けながら、それと並に他の地域に伝えることのない地域である。日本は東アジアの東端にあつて、一時的に陸続きであつたが、その後はほとんど海を越え諸文化が入ってきた。しかしそれから先は太平洋でありその先への出口がないのである。このような「行きどまり」の地域の古い要素のあるものはいつまでも消えないで残り、後から入ってきた新しい要素と重層しがちである。したがって様々な地域、様々な根拠、様々な時代の多種類の要素が重層し、混成して一つの一体となつた文化をつくり出してくるのである。日本はまさに文化のルツボである。

我々はしばしば錯覚しがちであるが、文化が伝播してきたということは、人類移動の証跡でもある。文化は人類が作り出したものであるが、現代と違つて文化だけが一人歩きをして拡がったものでなく、主体者の人類も共に移動しているのである。この混在した日本民族の不明さは、南、西、北ともに黄色人種に取り囲まれ、その地域から入ってきた人種が黄色い皮膚を持つためであり、漢民族も同様である。

〔日本に入るための五つのルート〕

この「行きどまり」の日本に入る道は、四つないし五つが考えられる。

一つは、シベリア、極北から樺太・北海道をへて、東日本に入る北方ルート。二つは、朝鮮半島から対馬海峡を渡つて北九州に上陸する朝鮮ルート。三つは中国の東海岸からまずぐに九州に至る東シナ海ルート。四つは台湾、沖縄をへて南九州へ上陸する沖縄ルート。五つは、南洋から小笠原島をへて関東地方へ到達する南洋ルートなどがある。

(1) 北方ルート

シベリア(シベリア諸族)、沿海州(ツングース族)、サハリン(チュクチ族)が北海道經由して東日本に入つてきた。この

第5図 日本への五つの道



ルートが大陸に陸続きであつた時期があり、最も早い時期に列島到達した人々であり、海進による陸路閉鎖後はこのルートを舟で渡り、又海を沿海州から直接渡つて来た者もあると思われる。後に斉明紀にある阿部比羅夫が征伐したと言われる南嶺は、北方の異族であり、これが沿海州あたりだったツングース族とか、樺太のチュクチ族であるとか、或ははっきり分らない蝦夷とか言われている。

(2) 朝鮮ルート

このルートも洪積世の海退期に大陸と接続していた時期があり、この陸橋を渡り古くから旧石器人やナウマン象をはじめ動物たちもぞくぞくやってきた。瀬戸内海はナウマン象の墓場といわれこの痕跡を今にとどめている。その後海峡が海になった時、大陸からの渡来ルートとして最も容易な道で、歴史が下るにしたがい最も重要なルートであつた。この北方ユーラシア系の諸民族が、天孫降臨神話、神武東征物語、三輪山伝説など、朝鮮や北アジアの神話と強い類似性を秘め関

連し、さらに金属文化、仏教文化、騎馬民族と、日本民族の上層に君臨したのである。又體質人類学上、畿内人と朝鮮人との類似性が強く、とくに九州と南朝鮮は倭人の生活居住地区であり、倭人は広く分布していた。大和国家成立時、高句麗、百濟、新羅、南伽羅諸国との関係が盛んであり、渡来人も多くこのルートに入っている。

(3) 東シナ海ルート

中国の南方海岸、すなわち北の徐淮地区より南の揚子江河口に至るあたりから海を渡ってくる道は、日本と中国を結ぶ最短距離にあたり、稲の渡来ルートとして最も有力である。「魏志倭人伝」には、倭国が会稽、東冶の東にありと記している。会稽、東冶は越の地、今の浙江・福建省に当る。倭人の風俗として文身し、魚蛤を捕食し貫頭衣を着るなどとあげられており、蛮夷の国と言われた。吳越の人が、断髪、文身、抜歯、貫頭衣などの特徴があつた。倭人の風俗とよく似ていることが指摘される。日本と華南との関係は、體質人類学においても言われている。すなわち頭型の比較において周辺民族のうち、中国南部人が日本人に最も近いといわれ、血液型では、日本人は湖南型に属するなどの事実がある。

(4) 沖縄ルート

これは柳田国男の主張する「海上の道」である。日本の近海には、沖縄をへて日本海へ流れる対馬海流と、日本列島の東側を北上する日本海流、すなわち黒潮の二つがある。この二つの海流にのって南方からの文化が日本に漂着したというのである。



東南アジアとの関係は、またいろいろの方面でも指摘される。抜歯、文身、洗骨葬などの風俗、イザナギ・イザナミの二神や、天照大神の神話、妻訪婚などにみられる母系制社会、その他言語や体質にも東南アジアとの関係は深い。

(5) 南洋ルート

太平洋の島々、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシアから小笠原諸島をへて、日本列島の中央部へ上陸する道である。このルートは考古学的にはほとんどゼロと言ってよく、大きな大陸もなく人の数も少ない。これらの島々からの程度日本列島に入ってきたかは分らない。しかし言語学者の大野晋教授は、はっきりと縄文人の言葉は南洋語であったと言いついて。縄文人といえはアイヌを思う。その時期アイヌは日本全土、南洋全体に分布していたといわれ、私のイメージではマウイ族とアイヌ人が、人相、骨格と重なり合う部分がある。識者の御研究に待つ次第である。その他、縄文土器の特色である立体的過文の飾りや、東夷の出身とされる殷人の青銅器の饕餮文などの繁縟な文様は、汎太平洋の文化の顕現であるという見方もある。縄文時代にとくに発達した貝塚や漁撈文化的要素などの研究を待つものである。

原始時代を学んでいくに對して、その整理と軌道を追っていくために井上光貞先生の「歴史散歩事典」をガイドとして進めて行きたいと思ひますので、あらかじめお許しをお願いいたします。

《考古編》 遺跡と遺物

(遺跡)

遺跡とは、過去の人間の行動を示す痕跡——遺物あるいは遺構の残された場所であり、その現状によって遺物、散布地、遺物包含地、貝塚、洞窟遺跡、泥炭層遺跡、水底遺跡などと呼ばれる。それらを調査すると、暮し(生活)の場か埋葬の場である

ことが多い。前者には集落跡、水田跡、祭祀跡などの他、時代が下ると、都市跡、官殿官衙跡、窯跡、寺院跡などがふくまれる。後者は土坑墓、甕棺墓(かめかんぼ)、支石墓、高塚古墳、横穴、火葬墓などがあり、それらの変化は社会の発展段階を推測する上で役立つことが多い。

〔遺物〕

過去の人間の行動の結果として、現在まで残された「もの」を遺物と呼ぶ。遺物は生活用具として作られた人工遺物と、動植物、魚貝類の残滓(さんし)、鉱物などの自然遺物にわけられる。食器、調理具、身体装飾品、狩猟具、農耕具、武器は、時代の進展によって材質の変化がみられる。古くからつくられたのは石器、骨角器、木器で、次第に工夫が加えられた。とくに石器の器形やつけられた文様、装飾は、時代の新旧や地方色を見わける基準となっている。青銅器、鉄器の利用は初期には限られた権力者が占有していたが、やがて普及が進み、社会生活を大きく進歩させた。

旧石器時代(先土器)から縄文時代へ

◎ 旧石器文化ガイド

現在の日本列島の姿がほぼ形成される以前の、寒冷期と温暖期が繰り返された洪積世に営まれた文化を、先土器文化(旧石器文化)という。日本の各地から数万年前からみられる後期洪積世の化石人骨や、簡単な打製石器が発見されている。この時代の日本は火山活動が活発で、遠くまで火山灰が運ばれ、ローム層(赤土)として堆積した。群馬県岩宿遺跡の発見(一九四九年)以後、全国でこの時代の特色を示す石器があいついで発見された。骨角器の中には、長野県野尻湖から発掘されたナウマン象の牙を加工した祭祀遺物などもあり、予想以上に豊富な内容をもつ文化であることが明らかになりつつある。

〔遺跡〕

現在知られている旧石器時代の遺跡は生活の場で、埋葬の場は知られていない。丘陵や段丘の端に営まれたいわゆるオーブンサイト(開地遺跡)が多く、鹿児島県上場遺跡では竈穴住居跡が、静岡県愛鷹山南麓の、侵食によって分岐した段丘にはこの文化をもった人々の狩猟・採集の生活が展開され、各種の石器類が出土すると共に、休場遺跡では石囲いの大小二ヶ所の炉跡が発掘された。旧石器時代の終りごろになると、洞穴や岩陰を利用した住居もつくられ、長崎県福井洞穴遺跡などでは時代の変遷を示す石器が、層位順に見えられている。

〔種類〕

旧石器は、自然石や礫を打ちちいた粗略な鈍器にはじまり、長い年月をかけて鋭い刃物としての機能をもつものへと発展していった。石器の種類と使用法は以下の通りである。

① チャッピンググラウール(礫器)

円礫や角礫の一端を両面から打ち欠いた刃をつけた石器。前期旧石器時代の遺跡から出土する。

② ハンドアックス(握槌)

礫器から剥片を打ち欠いたあとの石核を加工した石器。手にぎって使い、伐木、土掘用や武器に使用された。日本で



旧石器の種類と使用法

は数少ない。数万年前のもの。

② ブレイド（石刃）

調整された石核から連続的に打ちがされた縦長の剥片。切ったり削ったりに使用。

③ ナイフ形石器

石核からはがされた石刃や剥片を素材に、西洋ナイフ形に仕上げられたもの。獲物の調理などに使用したと思われる。約一万五千年〜二万年前のもの。

③④ ポイント（尖頭器）

木葉形に整形された槍先。一万数千年前。

④ グレイバー（影器）

⑤ スタレイバー（搔器）
剥片に刃をつけた石器で、ものを刮るための道具。

⑥ マイクロリス（細石器）

きわめて小型の石刃で骨や木の軸にはめこんで使用された。旧石器時代終末から縄文時代草創期のもの。

縄文文化時代

【縄文の始まりと生活環境】

縄文時代は亜水期気候から、より温暖な現気候に移る頃から始まり、気候の上昇が進むにしたがい雨量が多くなった。各河川の水は豊かになり、上昇を続ける海面は次第に陸地に入り込んで、そこには多くの魚分類が育った。また四季の区別がかなりはつきりしてきて、自然は春夏秋冬、それぞれの物資を生じてそこに住む人々の生活は豊かになった。だがそれに満足することなく、徐々にではあるが、生活を向上さす為、木を伐るための斧をつくったり、狩猟を容易にするために、石器時代から使用していた槍のほかに、弓矢を考案したり魚類を取るための魚杈や、釣鉤（チウコウ）を使った。より多くの物を食べ、ため、料理をおいしく食べるために土器も作りはじめた。しかしこのような生活の道具は、自ら考案したものでなく、恐らく

大陸方面から求めたものと思われる。では大陸のどの方面に求められたかと言えば、やはり自然や生活の環境が共通している北アジア方面に、その可能性が高い。しかしたといずれの方面であっても、既に海に囲まれた縄文の時代は、舟で外から渡来する以外にないと思われる。

【縄文時代に訪れた大海進と寒冷氣】

縄文文化の時代は約九千年にわたって日本列島の中に存続した。併しその間に自然の気候の大変化はなかったようであるが、小変化は二回観自然現象の中にあつた。一つは縄文時代早期の終りから前期にかけて大海進期があり、ことに太平洋岸の海岸平野の大部分に海域が拡がり、海岸線が現在よりずっと奥地に移り、海面は現在より三メートル以上高かった。同時に海温が現在より高く、今日紀州半島以北には殆ど繁殖しないハイガイが、当時は関東から東北地方にかけての内湾に非常に繁殖していた。このような海水温の温かさは沿岸の気温にも影響を与えたに違いない。その大海進は前期の終り頃には徐々に後退し、縄文時代晩期の頃には、今日の海岸線まで達した。もう一つは縄文時代後期の頃、一時気候が寒冷になったと考えられるような事実が指摘されている。これは日本全域をおおったか否かは明らかでないが、少なくとも中部山地以北では著しかったのではないかと考えられる。このような自然変化が縄文文化の歴史を変えたかどうかは一つの興味ある問題であろう。

しかし、この時期あたりから海岸線の退行は急速に進んだと考えられる。そして弥生時代（紀元前三百年）に入る頃より温暖気候に復帰し、夏期は暑熱湿潤が著しくなった。ことに太平洋岸には季節風が潤沢な雨をもたらし、海岸平野や大河の流域には至る処に湖沼や湿沢地が展開した。

【日本列島における稲作の展開】

丁度このころ大陸には漢帝国が出現した。そのために漢民族以外の国内諸民族の間に、大きな動揺が生じたと思われる。こ

とに長江流域からその南に隣接し、稲作を行い早くから高い文化をもっていた国の人々、つまり呉越、諸族の動播は著しかったらしい。その動播で大陸東岸から押し出された人々は、あたかも現代においてのベトナムのポートビールのごとくはじき出され、海路、南緯や北九州、台湾、海南島などに新天地を求めた。北九州にやってきた人々は、ここに定着して、海岸平野を中心に稲作を開始した。前に述べたように日本の自然はこの故国を捨てた人々に、太陽と暑熱と広大な湿潤地を与えた。彼等がもたらした稲作と農耕技術によって、葦原の国は次第に瑞穂の国となり、人々はこの新天地の恵みに、神々に感謝の祈りをささげたことだろう。この新渡来者達には、耕地とする沖積平野に近い場所に住居を構え村を作った。周囲の高地には先住民の縄文人の居住地もあったと思われるが、新来者たちの占拠した土地は、狩猟、漁撈を生業とする原住民たちの殆ど使用しない場所だった。したがって両者の間には、生活権をめぐる争いの起ることは少なかったであろう。しかも縄文人たちは異質な生活文化をもつ新来者に対して、異常な興味と魅力を感じたに相違ない。中でも新来者が生産する米の美味を知ってからは、自分たちも稲を作りたいという誘惑に駆られたろうことは、容易に想像される。そして縄文人たちは、渡来者たちから稲作技術を習い、種籾を分けてもらい徐々に同化していった者もあるだろう。他方々東海に浦安の国ありと知った大陸の江南方面の稲作農民たちは、次々に渡来したに違いない。先に定着した新来者たちの中には、故国に戻って近親、知友を誘って来た者もあつたと思われる。後に遣唐使がとることになる海路は、このようにして弥生時代、古墳時代と長い間に開かれていったものであろう。

〔縄文農耕論の諸説〕

農耕は弥生時代にはじめられ各地に普及したものだろうか。あるいは縄文時代にさかのぼるものだろうか。

神奈川県勝坂貝塚でみつかった石斧のうち、先が反っているものをあげ、石鍬ではないかとして一九二七年縄文農耕論の第一声をあげ、学者大山柏氏があげると、これに対し、縄文農耕否定論が山内清男氏によって「日本における農業の起源」の中で反論された。これによって戦後まで、山内清男氏の縄文農耕否定論が支配していた。戦後多くの学者により縄文農耕存否の論争が行われたが、最初の争点、打製石斧から、農耕社会全般の生産様式、石器全体の組成、土器製作技術と論争は続けられた。そしてさらに、ようやく明らかになりつつあった大陸との比較に立ち、コメのほか、ムギ、アワ、ヒエなど、弥生文化前段階を想定し、なお論争された。問題が日本文化の核心にふれることもあって、植物学者や農学者も加わり、ユニークな議論もされた。中尾佐助氏の「照葉樹林文化」はその中の有力な一つで、半栽培から栽培社会まで、イモなどの根茎類から穀類までを植物学・民族学の複教科学によって縄文農耕の可能性を述べた。この反響は大きく、農学者の間にはこの理論の実態を裏付ける研究がさかんになった。また実験考古学の立場から、科学的に農耕の存否を証拠づける研究も行われた。北部九州では着実に稲作の証拠となる縄文晩期遺跡が調査された。

①一九四八年 熊本県玉名市古閑原貝塚 縄文中期の貝塚の炭化したコメ（坂本経典氏発見）

②一九六六年 佐賀県唐津市汲田貝塚 夜臼式土器（縄文晩期終末）の文化層から日本型コメ二粒出土。（放射性炭素測定二二五〇年前）

③一九七八年 福岡県板付遺跡 夜臼式土器とみられる（縄文晩期終末）コメ多数、耕作具（木鍬など）、収穫具（石包丁など）

④一九八〇年 佐賀県唐津市菜畑遺跡 山の寺式土器をともしなう水田遺構と共にコメ出土。

結果として以上であるが、それに加えて韓国南部一帯の同時期

遺跡の研究、中国浙江省一带の農耕遺跡の研究成果を合わせると、縄文後期農耕論はほぼ定説となりつつある。

〔稲作はどこから来たか〕

「稲の来た道」について、現在まだ絶対という説は聞いていない。それは確かな裏付け資料がそろっていないからであるが、現在三つのルートが説明されている。

(1) 南の道説

台湾から沖縄県を通り鹿児島県辺りに到着する道、ヤシの実が流れ着いたことから推理して、コメもこのルートでという説。

(2) 北の道説

韓国南部から九州南部一带に到着したとする道。この考えには、韓国南部一带に分布する磨製石器の一群、石包丁や石斧類が、縄文終末期や弥生初期に関係するという、具体的裏付けをもっている。併し新羅の建国や清州島の建国の神話に南方から流れ着いた箱にコメなどの穀類をもっていた女性が乗っていたとあるのは、一つの考える材料にはなるがもう一つ説得力が乏しい。

(3) 中の道説

対馬暖流に乗った水人航路で、中国江南より直接日本の九州北部一带と韓国南部に到着した道。もともと有力なルートである。北部九州でみつけた炭化したコメは、今のところ縄文晩期を最古とするが、これはすべてムソチリ型(日本型)で故郷は中国江南一带にあるという理由から、このルート説をとる学者が多い。

へ農耕用石器へ

コメを作る道具を石器でみると、大陸性石器と呼ばれる磨製石器がある。大型蛤刃石斧、挟入、石斧(えぐりのある石斧)、三角形石包丁、磨製有柄石鎌(朝鮮式石鎌)などと分類されるものである。これらの石器は日本の縄文晩期から弥生前期に使用

され、韓国南部においても同時期にみられるということは、ともに共存していたものと思われる。この韓国式石器の一群は中国揚子江南部、浙江省に栄えた良渚文化の稲作用石器として、すでに使用されていたものである。浙江省博物館に展示されているという三角形石包丁と朝鮮式石鎌は、中国良渚文化が故郷であり原点であることを物語っている。

へ黒色磨研石器へ

日本列島で稲作がはじまったのは、紀元前千年頃の縄文晩期と考えられる。それも北部九州地方を当てれば間違いないと思う。この時期から北部九州一带において栄えた土器は、黒い肌をして磨きあげられた特殊なものである。黒い肌に仕上げるためには炭素を吸収させればよい。土壁を磨きあげれば粒子をすばしてなめかになる。この二つの方法はどちらも水洩れを少なくして煮炊きを便利にするために用いられた土器製作技術である。このように九州北部や韓国南部の農耕用石器、黒色磨研石器は、中国浙江省地方の稲作地帯に文化の源流を求められ、このことは又稲作地帯の汎東支那海文化というものを形成していたとみられる。後に出てくる倭人の存在に想いを移すのである。

◎縄文文化ガイド

縄文土器の製作と弓矢の発明を契機として成立した縄文文化のはじまりは、約一万年前までさかのぼらせる説と、約五千年前からはじまると推定する二つの考えがある。このうち、地質との関連とか、放射性炭素(C¹⁴)にもとづく科学測定を参考にした前者の説が、より広く支持されている。

縄文文化は狩猟、漁撈、採集を軸とする生活の上に成り立ち、時期的変化と地域性による表情の違いを見せながら発展した。一万年にも及ぶ縄文時代は、土器文様や生活文化の段階を考慮して六期にわけて考えている。日本の各地に遺跡が残されているが、とくに関東地方の貝塚、中部山麓の中期遺跡、東北地方

の晩期遺跡は規模も大きく遺物の構成にも特色がある。

(1) 縄文土器

縄文土器といっても、初めのころの土器には縄文は施されていない。縄文が目立つ時期においても、地方により、又各人々の意志により様々な文様が施されている。文様をつけた当初の目的は、熱くなった土器を持つときにすべらないように、すべり止めとして用いたものと思われる。

土器の成形方法は、巻上法、輪積法、手づくね法があるが、大半は巻上法で造られ深鉢形が多い。縄文のつけ方は、手近にある植物の繊維により、ねじって土器の表面を押しこころがしてつける。縄文土器に依る時代区分は、左に挙げた図ようになる。



縄文土器（後期）の基本型
③浅鉢 ④注口土器

縄文土器の編年

草創期	 丸底深鉢形土器 (長野県出土)
早期	 尖底深鉢形土器 (千葉県出土)
前期	 片口土器 (埼玉県出土)
中期	 深鉢形土器 (東京都出土)
後期	 深鉢形土器 (千葉県出土)
晩期	 注口土器 (岩手県出土)

(2) 土器の焼き方

土器の数量により、穴を掘りカヤとか細枝を燃やし沢山な灰を作る。一週間位燻干しをした土器を、火のまわりで更に火干しをし、最後に穴の中に入れ灰を上からかぶせ、その上で火をどんどん燃やし適当な頃に取り出す。縄文人は火の色を見て、焼け具合がわかると言われる。又、彼等にとって粘

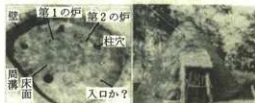
土の入手及び掘るのが大変で、住居は良質な粘土がある地域に設定されるといわれている。

(3) 住居跡と集落跡

縄文時代の住居についてみると、早期にはキャンプ的な小竈穴で、炉も外にあったのが前期には集落を形成し、中期には十戸前後のまとまった集落が一般的となっていく。一戸の家族は五人前後と思われる。住居の内部はローム層をふみ固め、網代のような敷物をしき、炉は調理の場であり、又暖をとるための生活の中心であり、その様式は石囲い炉、埋め込み炉、地床炉、石置炉などさまざまな形態がある。集落の中央に広場をつくり、近くに湧水があったて定住生活を支えていた。

(4) 骨製の釣針の造り方

鹿の角などに加工する場合、そのまま石器で切ったり、けずったりしてもすべってしまう。水をかけた後で削ると、案外簡単に切り削れる。(次頁図参照)



縄文時代の住居跡 (埼玉県秩父山遺跡)
復原家屋 (長野県南田中遺跡)



縄文時代の遺物 左から縄文土、ヤス、石針、(宮城県田代町出土)

(5)

貝塚遺跡

貝塚は縄文時代の自然環境と生活のかわりを復元するヒントを与えてくれる。縄文の生活は、季節の移り変わりに左右されることが多く、貝の採集は春から初夏におこなわれ、貝塚に住む人々は干貝を造って保存し、時によっては、山の人々と石材など物々交換していたと思われる。

(6)

呪術の道具

縄文時代の人々は、あらゆる自然物や自然現象に精霊が宿ると考え、呪術によって災害から免れ、豊かな収穫を祈ったと思われる。それを物語っている、土偶



土偶(群馬県高崎町出土、縄文後期)

人の形につくった土製品で四五センチから三十センチ以上のものまであり、早期は形も単純で数も少ないが、中期以降は表現も多様化し全国的に広まった。乳や腹部で明らかに女性と思われるものが多く、また故意に破壊されたものが多い。おそらく人々や集落の繁栄と、豊を祈る呪術の道具であったらうと思われる。

(土面)

土製の面で、長さ五〜二十センチぐらいの円形、楕円形で、内側が凹み、外側に目、鼻、口などもつくられている。祭祀用に用いられたものであろう。東北地方に多い。

(土版)

長さ五〜十センチの長方形ないし楕円形で扁平な土製品であ

る。人の顔を表わしたものが多く、文様化されたものもある。上端に孔をあけてあるのは護符として用いられたものであろう。

(名棒)

縄文中期以降、端を瘤状にふくらませた磨製の石棒が多く、二メートルをこす大石棒もあり、住居跡にたてたものもある。豊饒を祈る呪術的祭祀用にしたものであろう。

(7)

墓地と配石遺構

縄文時代を通じての埋葬姿勢は、手足をさまざまに折り曲げる屈葬が多かった。その理由として有力な考え方は、死霊を恐れ封じ込めようとする説がある。まれ



合口葬遺構

支石墓

環式石棺



方形周溝墓(八王子市宇津木遺跡)



石棺



石棺に彫刻された遺物



木棺の土状況(大塚町史跡)



土面(秋田県鹿角町麻生出土、縄文後期)



土版(茨城県田貝塚出土、縄文後期)



石棒(東京都八王子市出土、縄文中期)

に胸部に石を抱かせた屈葬が見られることは、それを物語るようである。中期以降になると、東部地方において伸屍葬も現われた。併し特定個人を手厚く葬ることはなく、竪立住居の跡に埋葬され腐屋墓のような共同墓地が作られた。これと並行して、東日本では配石遺構が発達した。川原石や山石を一種のまとまりをもって配列した遺構で、環状配石、列状配石、組石などいくつかの型がある。これらは恐らく墓地だったのではないかと推定される。

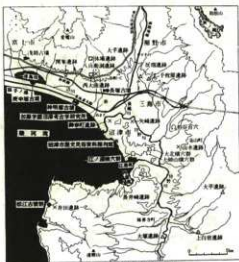
(3) 静岡県における原始・古代文明

〔先土器文化時代〕

三ヶ日人、浜北人に始まると言われた静岡の古代の歴史が、愛鷹山南麓の発掘調査により大きく進展した。

(下図)

〈県東部遺跡〉
愛鷹山南麓の浸食によって分岐した丘陵地帯には、旧石器文化を持った人々が、狩猟・採集の生活を展開していたのだった。その年代は、三ヶ日人、浜北人の約二万年を大



静岡県の山と愛鷹山南麓の主要遺跡

きく上まわる二万八千年前の層より発掘された安山岩製の一点の石器によって知ることができた。(子ノ神遺跡)

この遺跡群(表一)の旧石器文化の流れはその出土品により、刃器や、ナイフ形石器の小形化とか、用途に応じ多様な石器の出現と、その改良の過程を示している。特に休場遺跡からは、石に囲まれた大小二ヶ所の炉が発掘され、人々の生活の場がある事が確認されている。また旧石器の石材は、黒曜石をはじめ負岩(けつがん)、安山岩の他、水晶、石英、チャートなど豊富である。この愛鷹山麓の出土石器の石材の産地は、黒曜石では和田峠(長野県)や箱根根宿、芦の湯(神奈川県)のものが多く、一部には、冷川峠(中伊豆町)や伊豆諸島の神津島のものも見られる。水晶では山梨県内にその産地が推定されるものもある。このように使用石材や産地別を検討してゆくと、当時の人々の交易採集とその生活の様相が浮かび上がり、又、尾上イラネ遺跡からは鹿らしい動物と、それを弓で射る人間の姿を刻んだ線刻のある礫が出土しており、旧石器人が近いものとして感じられる。

〈県中部遺跡〉

おおまかに言って、県中部の地形は、海拔五〇〇メートルの高草山を主峰とした山塊により、東と西に分断されている。東側の静岡平野は、大河の安倍川水系と中級河川の巴川水系によ

遺跡名	文化層	遺跡名	年代
子ノ神遺跡	第1層	子ノ神遺跡	28000年前
子ノ神遺跡	第2層	子ノ神遺跡	28000年前
子ノ神遺跡	第3層	子ノ神遺跡	28000年前
子ノ神遺跡	第4層	子ノ神遺跡	28000年前
子ノ神遺跡	第5層	子ノ神遺跡	28000年前
子ノ神遺跡	第6層	子ノ神遺跡	28000年前
子ノ神遺跡	第7層	子ノ神遺跡	28000年前
子ノ神遺跡	第8層	子ノ神遺跡	28000年前
子ノ神遺跡	第9層	子ノ神遺跡	28000年前
子ノ神遺跡	第10層	子ノ神遺跡	28000年前
子ノ神遺跡	第11層	子ノ神遺跡	28000年前
子ノ神遺跡	第12層	子ノ神遺跡	28000年前
子ノ神遺跡	第13層	子ノ神遺跡	28000年前
子ノ神遺跡	第14層	子ノ神遺跡	28000年前
子ノ神遺跡	第15層	子ノ神遺跡	28000年前
子ノ神遺跡	第16層	子ノ神遺跡	28000年前
子ノ神遺跡	第17層	子ノ神遺跡	28000年前
子ノ神遺跡	第18層	子ノ神遺跡	28000年前
子ノ神遺跡	第19層	子ノ神遺跡	28000年前
子ノ神遺跡	第20層	子ノ神遺跡	28000年前

り沖積平野を展開し、現在の静岡市、清水市を形成、両市の間のやや南寄りには有度山（日本平）が立地している。又、西側の志太平野は、大河の大井川水系と中級の瀬戸川水系により沖積平野を堆積し、現在の島田市、藤枝市、焼津市が分布する。このような地形構成の上に、県中部地域の原始、古代の人々の歩みを見ていきたいと思う。

先石器時代のこの地域の特徴として、県東・西部遺跡に対し、有度山（日本平）の山頂と、その西麓の大段遺跡（静岡市大谷）から、数点の石器の出土がみられたのみで、今後の調査に期待するほかない。

（県西部遺跡）
磐田原台地は、県



志太平野周辺の主要遺跡



静岡平野周辺の主要遺跡

東部の愛鷹山麓や箱根山麓と比肩される。天竜川に添って、南北十一キロ、東西約四キロの高い浸食崖のある台地である。この台地は、南へゆるやかに傾斜し平野部につながる。

磐田原台地の上部を覆う土層は特異な土層で、この現象は俗に遠州のカラッ風と言われ猛烈な西風である。この風は現在も昔と変わらず吹きすさんでいる。洪積世（先石器時代）の時代はもっと寒冷であった事を考えると、強風期間は一年のうちもっとずっと長かったと思われる。この西風は、台地西方眼下に展開する天竜川（当時は現在より更に西方に流れていたらしい）の河床から砂塵を吹きあげ、台地西部の一带に降らせ積み上げて、風成堆積層を作った。この層に先石器時代と縄文時代の人々の生活の痕跡が埋没している。

先石器時代の遺跡は、日本各地で発見されているが、どの地方にもあるというのではなく、多くは○○遺跡群と呼ばれ、特定の地域に密集しているものである。

遺跡の調査は、綿密な計画のもとに行われ、発掘すると当時の人々が、石器を製作するための石材、石器製作の過程で生ずる剥片や残された石核、また作業台に使用した大きな石、その



磐田原台地と天竜川周辺の主要遺跡

他、その結果生じる廃棄した石片等、生活の場がさまざまな形で残されている。

寺谷遺跡にそれを見ると、台地上の他の同時期の遺跡と同様に、関東地方を中心として分布する茂呂型の、ナイフ型石器と呼ばれる石核から作り出された、縦長の剥片を加工した石器が大半をしめ、県東部の愛鷹山麓の諸遺跡と大体同じ段階のものである。ナイフ型石器は、ナイフの用途だけでなく、木の柄に取り付けて槍として使用されたことが考えられる。

又、同遺跡から三つの土坑が発掘されたが、木の実などを貯蔵しておくための施設と見られ、狩猟・採集という人々の生活行動がうかがえる。さらに礫群を構成する石の大半は焼けており、通常石蒸し料理などに使ったか、とにかく石囲い焼炉として使われたことは間違いないと思われる。こうして調査されたものは、獣肉を焼いたり、木の実をアタタに炙りたりするつづし、団子状にして食されたものであろう。近くの同時代の遺跡である池端前遺跡（磐田市大藤）からは、木の実などをすり潰す石皿と磨石が出土しており、両遺跡を結ぶことにより、当時の人々の具体的な生活状態が解ってくる。

寺谷遺跡から検出する石材は、その殆どが天竜川河床や、磐田原台地の基層をなす礫層の石を利用していたとみられ、黒曜石が非常に少ないということは、食糧獲得の手段や、生活の場の移動が少なく、考えようによっては大変住みよい台地であったと想像されるものである。

同台地の南に位置する広野遺跡（豊田町高見丘）約四千坪の先土器時代の村のほぼ全域を包みこむ遺跡が今回調査され、一九八二年十二月二十四日をもって第一次調査が終了した。

静岡新聞昭和五十七年十二月二十五日によると、発掘調査担当の、県教委文化課指導主事及び先土器の研究で、我が国のトップクラスの平安博物館研究員二名によって同日発表された。それによると、「我が国先土器時代最大規模の遺跡調査となっ

た。遺跡の全体像が解った初めての例で、これまで考古学の分野では解明出来ていない部分も多いが、今回の調査は、その解明に貴重な資料となる」と。

この遺跡について私の管見により細かく分ければ、八層（新聞発表では大きく四層）から成り、五層で先土器時代二万年を逆のぼる。遺跡は又、先土器—縄文—弥生—古墳時代の複合遺跡で一万五千点の遺物が発見された。作業員は七千人が動員され、この調査報告は、資料が多いため二年かかることである。

（註）私の所に一九八二年八月七日の中間調査報告書があります。御利用される方は御連絡下さい。又、報告書の中の地層とか遺跡の位置とか知るために役立つものを一部借用し挿入しました。

〔縄文文化時代〕

〈県東部遺跡〉

縄文時代は、早期の中頃より明らかにあっており、時代が下るに従ってその遺跡の数が増し、順調な発達過程を各地に残している。比較的早期の県東部に見ると、その集落は、高地でゆるやかな丘陵傾斜面に立地している。大半は堅穴式で、最近調査された代表的遺跡は、大平遺跡（大仁町）、若宮遺跡（富士宮市）尾上イラウネ遺跡、西大曲遺跡、元野遺跡（沼津市）などがある。その調査結果により、同時期の人々の一部を復元してみると、住居跡は大半が堅穴式であって、大平遺跡が径三・五〜四・五メートルの円形プランを持ち、やや大型である他は二〜三メートル程の隅丸方形か小判型プランを持つものが多い。こうした小型の住居跡では、せいぜい二、三人くらいしか居住できず、一つの集落で同時期に存在した住居が五戸前後として、十五〜二十人位で集落が構成されていたものと考えられる。炉はすべて屋外にあって、調理は簡単な屋根をかけた小屋状の中

石器のうち早期の集落から出土するものは、他の時期に比べると、石鏃（せきぞく）と磨石（すりいし）が多く出土するという特徴があり、この事は当時の食糧獲得手段が、弓矢による狩猟と、木の実などの採集にあった事を物語っている。然し狩猟による食糧獲得は不安定で、木の実などの採集が主であったと思われる。なぜならば、土坑に大量の栗が保存されていた住居もあったのだ。

土器のうち、静岡県東部から出土する早期のものは、その表面の文様に西日本的な要素をもつ押型文土器と、関東の要素をもつ捺承文（よりいとん）土器が併存し、現代に至るまで、日本列島の中で文化の過渡地帯としての、静岡県の命運を改めて感じさせるものである。然し早期の終り頃には、徐々に関東の色彩が濃くなっていく。

この時期の元野遺跡の土器を分析した増島淳氏の調査によれば、遺跡周辺の土を母材として作製されたものは一片もなく、すべて他地域の甲府盆地及び丹沢山地で、その母材を得たものと考えている。

単に土器文様が、関東的色彩を持つというだけにとどまらず、集団の移動、土器の移動、また母材の入手手段等、今後解明される事により、縄文文化の人々の生活及び動きが、生き生きと感じられるようになるだろう。

集落の発展Ⅱ 県東部の縄文時代は早期の後半以降順調な発達を見せ、中期には遺跡数が爆発的な増加をみせていく。そして各地に核となる大集落が営まれ、それを中心にその分村といふべき小規模な集落遺跡が分布し、集落群として発展していったものと思われる。

以上のように、縄文早期から始まり、比較的高地性の多い県東部の遺跡に対し、縄文後期、晩期に始まり、海に近く比較的低地性の、県中部の状況はどうであったらう。

〈県中部遺跡〉

県中部のこの時代の遺跡分布は、県東・西部に比して大変少なく、大型遺跡としては、天王山遺跡（清水市宮加三）と上長尾遺跡（榛原郡中川根町）があり、その他は小規模な遺跡が多い。

この地域における縄文遺跡分布は、立地の点から二つの類型に分けられる。第一の分布型は、河川流域単位に大きな遺跡の分布圏が構成されており、それを中心に小遺跡が確認される。第二の分布型は、平野部に臨んだ沼沢や、小規模な浸食谷をとり囲むような丘陵上に立地し、核となる大型遺跡を中心として、周辺に分村のごとく小遺跡が点在する。

第一の河川流域分布型の遺跡としては、大井川水系に約五十遺跡、瀬戸川水系に二十遺跡、更に興津川水系に十一遺跡が分布している。大井川水系の大規模な遺跡としては、河口から百キロ上流の割田原（わんだばら）遺跡（静岡市井川）があり、中期の住居跡七戸が発掘された。中川根町の上長尾遺跡からは大墓墳群が発掘されて、庶光器土偶（しゃこうきどぐう）が出土した。第二の丘陵上分布型には、代表として天ヶ谷遺跡（藤枝市瀬戸新屋）がある。この遺跡は、志太平野では最も大規模な縄文早期から中期にかけての代表的遺跡で、分村とも言うべき小遺跡が十八遺跡ほど点在している。一方静岡平野の北に広がる浅畑沼周辺に縄文遺跡があるが、同じような分布型が確認される。又有度山東麓に天王山遺跡があるが、これを中心として小遺跡が分布していると思われる。この遺跡はやはり小規模な扇状地に位置し、約一キロ東に折戸湾を望む海拔十四メートルの地点に集落がある。発掘されたのは、晩期前半の平地式住居跡で三戸が確認され、一方に偏して石囲い伊が出土している。以上のようにこの地方において、縄文の人々が河川、沼沢に水の便を得、背後に広がる丘陵の草原や森から、食糧獲得のため狩猟・採集に明け暮れていた情景を想うのである。

〈県西部遺跡〉

縄文遺跡には、三方原台地の南縁に縄塚遺跡、磐田原台地の南縁に西貝塚を中心とした石原貝塚、東貝塚、見性寺貝塚の四遺跡があり、又小笠山台地西縁に、大畑貝塚など縄文後・晩期の遺跡が分布している。

このように、縄文貝塚が遠州地方に数多く分布した理由について、当時の状態を考えてみることにする。

縄文時代は、早期・前期・中期・後期・晩期と時代区分され、その早期から前期にかけては海進が進み、海面は二メートルから五メートルと高くなり、後期になると徐々に寒冷化し、海面の海退が見られた。

縄文時代の後・晩期の頃、太田川下流域の磐田原台地南部にひろがる沖積地には、遠州灘にそってのびる大須賀町から浅羽町、福田町にかけての豊浜砂丘の発達によって、その南に閉鎖された潟湖（せきこ）古磐田海がひろがっており、それは小笠山丘陵南西部より磐田原台地南部迄のびていた。この潟湖は中世には「大之浦」「今之浦」と呼ばれていた。

中期頃集落の形成が始まった西貝塚は、其の後発展しそれを中心として、東貝塚、見性寺貝塚、石原貝塚と分村の如く分布して、その直径は三キロの範囲内にあり、海拔五メートル位の地点に集落は立地されていた。西貝塚、縄塚は共にその規模がよく似ており、馬蹄形に近い形で南に開口しており、貝の集積厳密には東、北、西と三地区に分割でき、中央に広場をもち、更に東北隅に狭い開口部がある点でも共通している。

潟湖（ラグーン）には、ヤマトシジミを主とし、サルボウ、アカニシ、アサリ等、砂泥性の貝類が繁殖した。然し貝塚を構成する多量の貝殻は、殆どヤマトシジミであり、魚の骨は、クロダイ、スズキ、ギバチ等で、西貝塚の人々が食糧獲得の場を潟湖及びそれに流れ込む河川の川口付近に求めて、集落を形成している事実は漁撈集落の始まりとも思われる。然し人々の食

糧は、海産物のみではなく、集落の背後にひろがる台地で狩猟が行われ、出土品の中に、シカ、イノシシ、タヌキ等の骨も多く見られる。西貝塚は、昭和三十三年に第一次発掘調査が行われ、その際他の貝塚と違う特異な例は、屈葬人骨と共に伸展葬の成人男性の骨が発掘された事である。

縄塚遺跡は縄文後期から晩期前半にかけての遺跡であった。北から南西方向に向かって広がった三方原台地には、その西と南に奥深い浸食谷が幾つも形成されている。海退によってとり残された台地が、狭長な丘陵として掌状に枝分かれし、台地西方では浜名湖に没し、南方では東西方面に一線をなす海食崖を形成して、過去にあった海岸線を示している。遺跡は台地南方へと伸びた一丘陵上中ほどに集落を営み、その南北に浸食谷を望み、北の谷は約〇・七キロのびて、縄塚遺跡に生活した人々の重要な食糧確保の供給地である佐鳴湖へと通じていた。佐鳴湖は、現在の浜名湖のように一部が外洋と通じ、潟湖であり、豊富な漁介資源が生息した事が、この遺跡成立の最大の理由であったと思われる。

遺跡は昭和三十年より三十三年にかけて、大規模な発掘調査が実施され、その結果、集落の復元、貝塚断面保存施設、博物館など建設され、遺跡全体の環境整備が行われて、まとまった遺跡公園となっている。特に隣接する博物館は、縄塚遺跡だけでなく、西遠地方の広い視野のもとに、原始、古代と整理体系化され、歴史資料が展示されている。

遺跡からは、魚網に利用したと思われる石鏝、獣骨製のモリ、ヤスなどの漁具、クロダイ、スズキ、ギバチなどの魚骨も検出され、漁撈が行われた事を示している。又、狩猟は、石鏝、骨鏝の多量の検出、ニホンジカ、イノシシ、ノウサギ、タヌキ、ヤジ、ヤマドリ等、多種類の鳥獣の骨が出土している事によりその重要な食糧であったことが理解されるだろう。又集落の背後に広がる台地より、ドンダリ、タルミ、タリといった木の实

を採集し、海の幸、山の幸と人々の生活は大変バラエティがあったと思われる。

遺跡出土の縄文土器により集落の状態を見るに、数点の中期土器を含むが、後期初の集落の形成が始められた頃の土器文様は、東日本の土器文様である。磨光縄文土器（土器面によりひもを回転させて縄文をほどこした後で、その上に凹線による区画を描き、その内や外の縄文をすり消した文様）が主流を占めているが、後期中頃にはその手法は衰退し、後半は巻貝による凹線文を主たる文様とする、近畿地方を中心とした西日本の土器文法が主流をなすようになる。また遺跡の縄文後期末、晚期には、地域独自の文様も、他地域との交流の中で生みだされたように、二枚貝の腹線などを施文具とした文様があらわれた。縄塚遺跡も西貝塚と規模・様相共に近似しており、面積は六千平方メートル、馬蹄形貝塚が形成され、貝塚の内側に接するように東西二つのグループからなる二十六戸の平地住居跡が発掘された。東のグループが十戸、西のグループが十六戸からなる。然しこの戸数は長年月にわたる集落の結果であり、数回にわたり住居が建直しされた結果でもあり、一期間には三〇五戸位で集落が形成されていたと推定される。従って人口の一時期としては、二十人を越える事はなかったであろう。

静岡県の文化は、前にも述べているように、東日本文化と西日本文化のはざまにあつて、独自の地域文化が乏しく、東西南北の強い影響下に発展してきたと言われている。この両文化が静岡県を通過して相互に影響しあっている事は事実であり、縄文文化時代ですでに静岡文化の性格が強く現われている。

縄文、弥生の原始・古代の人々の生活を想う時、我々大東亜戦（第二次世界大戦）に従事し、ラバウル、ソロモンの地で接した現地人（カナカ土人）の生活が生々しくよみがえってくる。まず集落は、縄塚や登呂のように、木で枠組を作り、平地住居で椰子の葉を編んで周囲を囲み、屋根も同じものを何枚も重

ねて、雨が入らないように作られている。中は二間と同じく椰子の葉、バナナの葉を敷きその上に寝る。部落には中央に広場があり、鶏、猫、犬などが遊んでいた。畑は主に岡の斜面に尖った棒で穴を開け、タロイモ、タビオカ、又葉をつみ取って食べるカナカホーレン草（兵隊が付けた俗名）等を、原始的な方法で栽培していた。土人達はジャングルを伐採して焼畑にし、何年か使うと廃園にし、そして更に又焼畑を作る。このくり返しである。又広場に石が沢山置いてあり、中央に三十センチ位の穴が開いている石囲いの炉がある。畑も炊事も女達がやり、その煮炊きは、バナナの葉の中へタロイモとかタビオカを蜜刀で切ってカナカホーレン草もいっしょに切って入れる。次にコブラを鉄の刃物（) でけづり、それを椰子の皮の中の繊維で包んでしぼり、この白い汁を油の代りに先のバナナの葉の中へ入れて包み込む。石囲い炉は火を焚き熱くなったところから灰を消し、バナナの葉で包んだ食料を炉の上に置いて、石とか灰を上に被せ蒸し焼きにする。魚とか肉の場合も同じやり方か或は大きな石を焼いた上に乗せじか焼きにする。

塩は非常に欲しがらる。甘味は砂糖きび等がある。椰子酒、煙草も大変喜ぶ。男性は常に口を真赤にして何かの実と粉を噛んで唾を吐いている。

彼等是一部落に四〇五戸で、子どもたちと六畳位の中で生活する。平均一部落二十人位と思う。確実とは言えないが、おそらく数部落に一人のキャプテンがおり、更にその上に数集団のナンパーワンキャプテン、又は、ビッグキャプテンがいる。言語は共通語として、ビジンイングリッシュ（)（口うつし）であるが、色々な土語があるらしい。肌は黒、茶色が多い。殆ど女が働き男はぶらぶらしているが、弓などで狩猟や、モリで潜水して魚をとり漁撈はやっている。以上、原始に近かった彼等の生活を述べることににより、古代の人々の生活の有様を想像してい

ただきたいと思い、この一編を書き加えてみた。

8 旧藩時代の姿 旧小笠郡西郷村の一面

松浦 一二三

はじめに

延享四年（一七四七）村差出帳に見る掛川市西郷地区（旧小笠郡西郷村、幕藩時代の佐野郡上西郷村、北西郷村及中宿村）の状況につき紹介をしよう。但し資料不足のためと、愚鈍浅才の爲舌足らずにならんかと、まづはおことわりしておきたい。

村差出帳とは、村明細帳、村差出萬書上帳、村差出明細帳などという。江戸時代村方で作成し領主、代官又は幕府巡見使の派遣、廻村の場合、或は領主の代替りの時など藩役所に提出したものである。是は其の村の田畑、高、反別、上中下を分け石盛を記し、山林、秣場、川、古跡、用水、川陰、道橋、以、樋溜池、堰筋、御普請所、自普請所の箇所数、家数、人数、牛馬の員数、寺社、修験、諸職人の有無、用水掛りの訳、水旱損の有無、堂宮、兼祠等の員数、朱印地、除地の有無など其の村にあるほどの儀は一事も洩らざる様に記し、村役人連印にて作製提出されている。

旧西郷村内の現在目にふれ得る差出帳は延享四年三月と日付のある中宿村、北西郷村、上西郷村庄屋善兵衛組、同村庄屋善右衛門組、同村庄屋三左衛門組の五点と、五明村の明治元年差出帳一点の合わせて六点である。上西郷村に今一点何処にか隠されているのであろうか。無才まだ見られない。以上はいづれもが各村の差出帳控であり又は写しである。

歳は折として掛川藩主小笠原土丸長恭陸奥国棚倉城に転じ、当城には上野国館林城より太田摂津守資俊九月二十五日幕府より

移封費用金五千兩を下賜され、移り住んだのは昨年の事である。即ち新城主太田候の許に初めて提出された領地明細を基に幕末に至るまでの太田藩政の踏み出された年が延享四卯年である。

先誌に見る西郷村々

上西郷村、北西郷村、中宿村、五明村につき概要説明しておこう。遠江国風土記伝に

郷名西郷「上西郷」城の北に在り高は千六百七十七石九斗二升。法泉寺、観音寺、五社明神社、八幡社有り。

郷名西郷「北西郷」城の北に在り高は四百五十二石六斗。牛頭天王社、池一所城北の要害なり。

郷名大池郷「中宿村」飛鳥の分村なり、高八十九石六斗。郷名不知「五明村」高は三百三十六石七斗一升五合。

更に掛川誌稿について記そう。

「上西郷村」上西郷は他村に比すれば其境闊し。故に在る所の地名甚多く、みな某村と呼ぶ。西郷川の西にあるを西谷田、小市、中原と云。東を鹿嶋、堀ノ端、柳原、中村、中島、構村、川久保と云。東の山際を戸塚、八幡、下山、御堂ヶ谷、宮脇、石畑と云。川の北を蛇食、前谷、滝ノ谷、次を蟹ヶ谷、石ヶ谷と云。五明村界を平塚と云。其南を北袋と云。寛永十九年までは柏屋善左衛門と云者一人庄屋たりしが、其翌年より四組に分り、庄屋を柏屋善左衛門、岩清水惣兵衛、佐藤喜左衛門、石山三左衛門と云し。今も中島の平八、中村の善左衛門、石谷の善兵衛、石畑の平太夫と云もの庄屋にして村中四組に分れたり。

行程 廿六町許

田 二千百十五石六斗三升二合
戸 三百三十一 内佃戸二十五

〔以下略〕

「北西郷村」北西郷、南西郷は旧一村にて、天王の祠官佐兵衛と云者一人庄屋たりしが、寛永十四年二月佐兵衛が願により

て、南西郷久保村豊四郎と云者に北分神家の外庄屋田地共相譲りしよし契約状にみえたり。此に北分神家と云も、天王領のみに拘らず、今の北西郷中をさして云にや。或説にも此年下西郷を南北二村に分かたれしよしいへば神家の内には渠等が私田もありて、今の一村をさしていひしと見えたり。

行程 六町許

田 四百六十二石三斗八升三合

戸 二十二 内佃戸七

「以下略」

「中宿村」中宿は掛川古駅家の趾なり。明応年朝比奈泰熙築城の時駅路を城門の南に移し易へられしかば中宿も名のみ残りて田野となり。飛鳥村に属せしが寛永十六年に至りて初一村とはなりしなり。又西にあたり大池村中に西宿と呼ぶ処あり。是みな古駅の旧趾にて今の中町、西町など云名を受けし基なるべし。

行程 十町許

田 八十八石一斗

戸 十五

「以下略」

「五明村」五明村は上西郷高萩川の西北にありて山付の村なり。慶長の頃は五名村と書しを、いつの頃よりか明の字を借用することになりしなり。（寛正六年、永正十七年、天正十六年、二所権規棟札小高郷五名村とあり。慶長九年検地帳にも五名村と書けり）五名とは松浦、山本、佐藤、小澤、中村の五家ありて開墾せし地なれば村名とすると云。慶長九年検地の頃は上、中、下の三組なりしが後二組となり、今は又一組となる。飛鳥村の中ナギノ谷と云所に五明村入合の田地あり。是は山も卑ければ自ら五明の民も山を越えて耕しし故、飛鳥の境内に五明分ありと見えたり。昔は飛鳥と一村なりと云説あれど據なし。

行程 三十町許

田 三百四十一石六斗四升一合
戸 七十七 内佃戸二

「以下略」

以上掛川地方の先人の編せる偉大なる地誌遠江国風土記伝と掛川誌稿に旧西郷村を構成せる。上西郷村、北西郷村、中宿村及び五明村の外貌を求め、これより延享四年村差出帳を読んで行こう。

中宿村差出帳

延享四年卯三月佐野郡中宿村高反別差出帳とし、太田摂津守様御代となし、中宿村庄屋厚左衛門が御城御役所様に差出した本帳の控であり、又それへの書足し訂正も張り紙として残されている。

書出しは寅年免定の事として延享三年の年貢の割付状が写しとられ、

「一 村高八拾八石零斗 遠州佐野郡中宿村田畑屋鋪共」と村高が書かれ、次に免租地高の対象として、川成、藏敷、足輕屋敷、薄代、庄屋給、川欠、井道代があげられ、合計拾貳石貳斗貳升が計上されている。

田方高五拾四石八斗貳升貳合 定免六ッ

畑方高五拾貳石五斗貳升八合 定免六ッ

取米合四拾五石五斗貳升八合 を十二月十日以前に皆済する様庄屋、百姓中に通達されたものである。

次に松平隠岐守様御代慶長九辰年伊奈備前守様御検地として、「一 高八拾八石零斗 佐野郡中宿村田畑屋鋪共、此反別九町五反式畝拾歩」と村高対象地積が記され、その明細が上田高盛十三、中田高盛十二、下田高盛十、屋敷高盛十三、上畑高盛八、中畑高盛七、下畑高盛五として、夫々の面積（反別）に積って分米を算出し、高（分米合計）八拾八石零斗と計上されている。そのあと免租の各項を前記の定免と同じく連記し、永

引高拾貳石貳斗貳升をあげている。終りに

「高五拾四石八斗貳升貳合 田方

高貳拾壹石五升八合 畑方屋敷數共

田畑屋敷數有高七拾五石八斗八升

此取米四拾五石五斗貳升八合 寅年定免六ツ

俵ニ直シ百三拾俵貳升八合 但三斗五升入

口米三俵壹斗八升

本口ノ百三拾三俵貳斗八合 但三斗九升入」

と。村高及び前年貢米納付高を書き上げている。ここで中宿村差出帳はひとまずおいて、村高について別の各村々を紹介しておく。

北西郷村差出帳

延享四年卯三月遠州佐野郡北西郷村差出帳としてあるが差出人の庄屋名も又宛先の御役所様も書かれていない。然し北西郷村差出帳の村保存用の控の写しには相違ない。内容は延享四年以後の事が書き加えられているのもあり、作製年を何年においてよいかと迷う。

扉を開けると先ず申年免定の事遠州佐野郡北西郷村とある。

「一 高四百五拾三石六斗 田畑屋敷共」とあり、次に免租地高ノ貳拾壹石八斗三升四合六勺が薄代引、天王領引、庄屋給引、川欠、新井道引等計上されている。

田方高三百五拾九石六升五合四勺に對し、定免六ツ、五ツ八ト、五ツ貳ト、五ツと夫々に應じ算出され取米百九拾七石貳斗四升九合となっている。

畑方高五拾七石貳斗八升九合に對し、定免五ツ七ト。古畑成及田畑成の高拾五石四斗壹升壹合に對して定免三ツ五ト。として取米三拾八石四升八合。合計本田取米貳百三拾五石貳斗九升七合、となる。

尚、一 新田高八石六斗八升三合に對して永引等もあり定免

も二ツ八トほどにして取米貳石壹斗五升貳合とし。更に「拾三石八斗貳升三合。右は濃百姓差出地多村方因窮に付去申年ノ被下置候」として用拾下され。

取米貳百貳拾三石六斗貳升六合となつておる。参考ながら村高は本田新田合四百六拾貳石八升三合である。

次に「反別四拾三町五反九畝貳拾四歩 田畑屋敷共」として

上田高盛十三、中田高盛十二、下田高盛十、屋鋪高盛十三、上

畑高盛八、中畑高盛七、下畑高盛五、と夫々横つて田畑高四百

五拾三石六斗と算出しておる。

田畑方諸永引合貳拾壹石八斗三升四合六勺を差引毛附高四百三拾壹石七斗六升五合四勺を年貢米算定の基としておる。

「取米貳百貳拾三石六斗貳升六合

此俵六百三拾八俵三斗二升六合 但三斗五升俵

口米六石四斗九合四勺

此俵拾七俵壹斗壹升四合

註 此口米の計算に誤記があり、口米六石四升四合にて

俵に直して拾七俵九升四合である。

二口合米六百五拾六俵七升 去申年納

但 斗立四斗壹升五合俵

別に北池新田開発によりて

「北池新田 壹町八反七畝四歩

「田方反別壹町四反七畝拾歩

取米六石七斗四合 反取反米四斗五升五合

「畑方反別三反五畝八歩

取米八斗七升五合 反取反米貳斗四升八合

「畑方反別四畝拾六歩

取米三升六合 反取反米八升

取米合七石六斗壹升五合

口米貳斗六合

「去申納辻 本田新田

納合六百七拾八俵七斗九升七合

内本田納米六百五拾六俵七升

新田納米貳拾貳俵七斗貳升七合

北池新田納辻

上西郷村差出帳

一、延享四丁卯年遠州佐野郡上西郷村指出し控、庄屋三左衛門として、四年三月上西郷村組頭清藏、庄屋三左衛門連名にて城御役所に提出した控である。太田摂津守様江差上候控と書かれ、続いて「寅年免定之事遠州佐野郡上西郷村三左衛門組」となっている。

本田高三百九拾七石九斗三升七合

出目新田高四拾九石貳斗四升四合

合高四百四拾七石七斗七升五合

内田方高三百四拾七石七斗貳合、此反別三拾町三反六畝廿歩、上田高盛十三、中田高盛十二、下田高盛十として算出している。

畑方高百六石七斗六升三合、此反別拾六町貳反畝拾貳歩、

上畑高盛八、中畑高盛七、下畑高盛五、屋鋪高盛十三、として算出している。本田高よりの引高は田畑方永引、庄屋給、川欠、

溜池代、井道代等合計百拾七石八斗三升六合三勺が見える。出

目新田高よりは田方永引として五石七斗貳升八合が見える。

目本田定免は田方畑方共五ツ六分、出目新田定免は田方畑方共五ツ四分、本田の内起返畑方免二ツ五分、起返田方畑成免二ツ二分となっている。

次に古新田、申新田、古池新田、元文五申改新田、山畑大豆成等合高三拾八石八斗五升二合、此反別六町八反六畝廿七歩とあり、田畑方永引高九石七斗四合となり、免三ツ九分より七ツ六分の間夫々により算定されている。高盛は本田石盛と同様である。

取合米百八拾七石貳斗八升八合、大豆三石九斗八升九合を十

二月十日以前に皆済する様通達があったのである。

寅御年貢米納米としては、

「一 米百八拾七石貳斗七升八合

此口米五石六升

本口合百九拾貳石貳斗七升八合

俵五百四拾九俵七斗貳升八合 但三斗五升入

一 大豆三石九斗八升九合

此口大豆七石八合

本口合四石九升七合

俵拾貳俵貳斗四升七合 但三斗五升入」

二、延享四丁卯年遠州佐野郡上西郷村指出し、庄屋善右衛門として、上西郷村組頭松右衛門、組頭利右衛門、庄屋善右衛門連名連印の上藩御役所に提出した差出帳である。これを上西郷村善右衛門組としよう。

本田高四百六拾三石七斗九升七合

出目新田高六拾三石七斗九升七合

合高四百七拾六石八斗四升五合

内、田方高三百五拾六石六斗六升四合。此反別三拾町三反四畝六歩。上田高盛老石三斗、中田高盛老石貳斗、下田高盛老石にて算出している。

畑方高百貳拾七石七斗八合。此反別拾八町七反廿七歩。上

畑高盛八斗、中畑高盛七斗、下畑高盛五斗、屋鋪高盛老石三斗にて算出している。

本田高より百六石四斗六升八合。永引、庄屋給引共にとあり、

出目新田高より三石七斗六升、永引と算定されている。

次に古新田、李右衛門新田、申新田、古池已新田、元文五申

改新田、山畑大豆成新田等合高五拾五石四斗、此反別九町貳反九畝老歩。高盛本田と同事。永引七石四斗貳升八合と算定され

ている。

尙、田畝廿二歩の新切見取場があり、老反に付、斗五升取と見え。定納山畑年貢大豆六石九斗七升、内四石斗五升六合荒地に付、永引と書いてある。

田畑去、寅御年貢納米として、

「一」米貳百貳拾石五斗六合

此口米五石九斗五升九合

本口合貳百貳拾六石四斗六升五合

俵メ六百四拾七俵七升五合 但し三斗五升俵

一 大豆四石四斗六升七合 寅御年貢大豆定納共に

此口大豆壹斗貳升

本口合四石五斗八升七合

俵メ拾三俵三升七合 但し三斗五升俵

三、延享四卯年、遠州佐野郡上西郷村指出し、庄屋善兵衛として、上西郷村組頭曾平、庄屋善兵衛連名、藩御役所に提出した差出帳控で、上西郷村善兵衛組のものである。

本田高四四石五斗四升六合

出目新田高七拾四石九斗五升五合

高合四百七拾九石五斗七合

内、田方高三百八拾三石六斗八升七合。此反別三拾四町八反、畝六歩。上田高盛老石三斗、中田高盛老石貳斗、下田高盛老石にて算出している。

畑方高九拾五石八斗貳升。此反別拾四町廿四歩。上畑高盛八斗、中畑高盛七斗、下畑高盛五斗、屋鋪高盛老石三斗にて算出している。

本田高より百貳石三斗七升七合、永引、庄屋給引共にとなし、

出目新田高より六石三斗三升、永引としてある。

次に古池已新田、古新田、亥寅婦新田、申改新田、元文五申、改新田、山畑大豆成等高合四拾老石七升七合。此反別七町歩、

高盛本田と同率。永引拾七石貳斗七升として算定されている。

尙山畑大豆定納として大豆三石八斗三升五合、内老石九斗貳升五合荒地永引と見える。

田畑去、寅御年貢納米として、

「一」米貳百七拾九石九斗五升七合

此口米五石六斗貳升

本口合貳百拾三石五斗七升七合

俵メ六百拾俵七升七合 但し三斗五升俵

一 大豆三石老斗八合 寅御年貢大豆定納共に

此口大豆八升四合

本口合三石老斗九升二合

俵メ九俵四升七合 但し三斗五升俵

五明村差出帳

明治元戊辰年、遠州佐野郡五明村差出帳にして、遠州佐野郡五明村百姓代伝兵衛、同久平、組頭幸左衛門、同佐五次、庄屋五兵衛連名にて掛川御役所に提出した控である。

初めに「卯御年貢免定之事」と書かれ、慶応三年十一月掛川藩主太田侯の重役の氏名、印判十二名が連名、庄屋百姓宛の通達である。

「一」高三百三拾五石七斗七升五合 遠州佐野郡五明村」とあり、次に免租地高が池敷、蔵屋敷、山落、川欠、溝代等「小以メ三拾老石貳升七合三勺貳才」とあられ「残三百四石六斗九升三合六勺八才」の村高に対する取米（年貢米）の算出説明がなされている。

本田田畑共本免は六ツ五分であるが、内式分用捨にて定免六ツ三分が算出の基本であり、定免四ツ、定免三ツとか、最少定免七ツまでが見える。そして「小以取米百八拾七石九斗六合」に

新田二箇所高五石九斗貳升六合、此反別老町八畝拾九歩、内永引溜池敷等七斗貳升八合を引き定免四ツ三分、三ツ五分にて、

取米七斗八升耆合を算出している。即ち「取米合百八拾九石九斗三升四合」となる。

外に見取場として反別五畝廿歩「取米耆斗四升貳合」が見える。

山畑定納として、大豆貳石耆斗五升も計上され、「納合米百九拾石七升六合、大豆貳石耆斗五合」極月十日以前に皆済すべき様通達されている。

次に「慶長九辰年伊奈備前守様御検地、佐野郡五明村」として田畑反別高盛がある。

「一 高三百三拾五石七斗耆升五合、此反別三拾町耆反四畝五歩、田畑諸引小以メ三拾耆石貳升耆合三勺貳才、残高三百四石六斗九升三合六勺八才、此反別貳拾七町耆反六畝拾七歩五厘。上田高盛十三、中田高盛十二、下田高盛十であり、上畑高盛八ツ、中畑高盛七ツ、下畑高盛五ツ、屋鋪高盛十三で算出され、本免六ツ五分、用捨引貳分、定免六ツ三分より下は定免三ツ、定免二ツ五分にて算定している。

本田新田共

「惣高三百四拾耆石六斗四升耆合

一米百九拾石七升六合 田畑卯年貢納辻

外五石耆斗三升七合貳勺 口共

メ米百九拾五石貳斗耆升三合

為俵五拾七俵貳斗六升三合

但し 三斗五升切上

三斗九升八升

計立 四斗耆升五合入

一 大豆貳石耆斗五合

外五升六合 のベロ

メ大豆貳石耆斗六升貳合

為俵六俵六升貳合」

以上上西郷村の残された不明の一組を除いて、各村の年貢算

定の方法が察せられると思われる。まだ理解の出来得ないこともあるかと思うが先に進み、差出帳の中に没入しよう。上西郷村三左衛門組の差出帳を基において記されている各条につき紹介をしていく。

定免村

「上西郷村」一 御定免之儀正徳三巳年御請仕元年々御定免刈上證文被仰付田方刈上仕候違作之節ハ御見分之上御引方被下置候何割以上違作と申事無御座候畑方之儀も違作之節ハ御引被下置候

「中宿村」一 当村之儀御定免村に御座候、早損之節ハ御検見取ニ被仰付候御定免年季無御座候

一 当村定免村ニテ御座候年数定メも無御座候違作之節ハ御願申上御見分之上御引方被下置候違作定法ハ無御座候

「五明村」一（上略）御見分之上三分以上之違作ニ相当候得ハ御引方被下置三分に不届違作候ハ御引方不被下御座候……（下略）

五明村は定例の定免村として違作三分の枠にあるが上西郷村に於ては何割以上の違作という枠はない。中宿村においては更に緩やかなものであったのであろうか。

年貢米上納

「上西郷村」一 御年貢米御藏納之節ハ御役人中米御吟味之上廻し相立不足之節ハ不残足し米仕過米有之節ハ御被下置候俵拾二重かわくもかゝり俵入納三斗五升八升外三斗九升計立四斗耆升五合ニ而相納申候

「北西郷村」一 御年貢納方仁藤御藏枳御蔵右蔵ニ納申候

一 俵拾くもかゝり八節九節に仕上納申上候

一 御米枳御蔵仁藤御蔵江納申候節は御改之上廻御立不足之節ハ相足し申候過米之節ハ御被下置候

「中宿村」一 御年貢米前々々枳御藏江相納申候

西郷村差出候によれば村高百石に付駄馬二匹を出したとしてゐる。川崎迄六七里の道程であつた。

茅、藁、縄等の納付

「上西郷村」一 茅御入用之節ハ高割ヲ以被仰付候尤四尺五寸廻リ芎束ニ付代米貳合五勺ヅツ被下候

一 藁右同断但シ芎束ニ付米芎合ヅツ被下候

「北西郷村」一 藁之儀ハ高百石ニ付貳束程宛差上申候尤年々高下御座候

一 山藁高百石ニ付拾芎束宛程但四尺五寸廻リ右去申年迄差上申候

一 縄大中小御入用之節ハ高割ヲ以村々江被仰付差上申候

一 縄拾芎束余リ但太縄、中縄、細縄、右ハ年中御入用次第差上申候尤年々高下御座候

「中宿村」一 当村御役御免許ニ御座候テ御城御用縄茅藁其外土手草刈人足江夫惣テ高割ニテ相当リ候品々先規御免ニテ差出不申候

「五明村」一 茅御入用之節ハ村高割ニテ被仰付候尤四尺五寸廻リ芎束ニ付代米貳合五勺宛被下置候

一 藁之儀右同断但シ芎束ニ付代米芎合宛被下置候

一 縄大中小御用之節ハ高割ニテ村方へ被仰付差上申候

中宿村を除いた三ヶ村にては茅、藁、縄等は村高割ニテ納付したとある。但し茅四尺五寸廻り一束に代米貳合五勺、藁は同じ一束に付米芎合を下されたとある。

洪柿、梅

「上西郷村」一 洪柿御入用之節ハ少々ヅツ村々江被仰付差上ケ申候尤かき芎升ニ付代錢三文ヅツ被下置候

一 梅御用之節ハ村々ニ少々ヅツ被仰付差上申候代錢右之通り被下候

「五明村」一 洪柿御用之節ハ毎年六月土用中ニ少々宛村々へ被仰付差上申候尤代錢少々宛被下候

洪柿、梅等も上西郷村又は五明村に納付方を命じたのである。柿、梅共一升ニ付錢三文支下されたとある。

御用竹、堀柱杭木

「上西郷村」一 御用竹年々八月御山廻リ御出御見伐被成候

一 堀柱杭木御用之節御山廻リ御見伐被成候

「北西郷村」一 御林藪無御座候其外百姓居林も一切無御座候

「中宿村」一 村方竹木見伐之儀前々無御座候ニ付竹木勝手ニ伐取り申候

「五明村」一 御用竹年々八月御山方御出御見伐被成候

一 堀柱御用之節ハ御山方御出御見伐被成候

一 御林御藪無御座候

城内草刈人足

「上西郷村、北西郷村、五明村」一 御城内草刈人足之儀高割ニ被仰付差出シ申候

中宿村を除き村高割にて城内草刈人足を加役されていたのである。

出火時の人足

「上西郷村」一 出火之節御用米御蔵ニ馳付人足拾五人当村四組ニテ前々差出シ申候

「五明村」一 出火之節ハ枳蔵へ馳付人足拾芎人宛被仰付差

出候

上西郷村、五明村の差出帳に出火の時御用米蔵に夫々拾數人の人足を馳付けさせ警戒に消火に当らせたことがわかる。

賃物田地の備値

「上西郷村」一 田地質地直段之儀高老石ニ付平均代金老兩七分銀ニテ賣買仕候

「五明村」一 田地質地直段之儀高老石目ニ付前々代金三分の老兩式分位御座候處當節ハ武兩の三兩三分位ニ御座候
上西郷村差出帳にて延享年の田地は高老石に付金老兩一分銀、五明村差出帳に見れば、前々は高老石に付代金三分の老兩式分位のもの、が幕末明治元年頃は武兩より三兩三分位となつたとある。

種粍、麦種子

「上西郷村」一 田方種粍老反ニ付六七升程宛テ申候尤四月ニ入まき候年により三月之内ニもまき申候五月中前後ニ植付申候

一 畑方麦種老反ニ付老斗四五升程ツ、まき申候尤九月の極月までニ仕付申候

「北西郷村」一 田方老反ニ付種粍六升宛當テ申候仕付之儀は五月中前後ニ御座候

一 畑方老反ニ付種麦老斗程宛仕付申候

「中宿村」一 田方種粍老反ニ付六升宛五月中前々田植初申候立毛見分之時節之儀九月下旬の十月末迄ニ御座候

「五明村」一 田方種粍老反ニ七八升宛當テ申候年ニ三月末の上旬迄ニ時申候植付之儀ハ五月中を前後ニ仕候

一 畑方麦種老反ニ老斗四五升程宛時申候九月の極月迄仕付申候

當時の米麦作は一反に付種粍六、七升、麦種子一斗四、五升

を下種したとあり、播種期は現今と大差はないが種子量に於ては三倍以上を使用している。

庄屋給

「上西郷村、北西郷村、中宿村、五明村」一 庄屋給米之儀村高百分一御免狀ニテ前々御引被下置候

北西郷村、中宿村、五明村に於ては村高百分一を一人の庄屋が引き受け、上西郷村に於ては四人の庄屋が夫々その受持分を配分されている。

郷夫

「上西郷村」一 郷夫三人當村四組北西郷村組合ニテ差出シ申候。御給金老兩三分式人扶持被下置候尤老一人ニ付老兩老分程ツ、村方足シ金御座候

「北西郷村」一 江戸詰郷夫御中間老一人、老一人夫御給金三兩、内老兩三分御上を被下置候残り老兩老分ハ村方足し。

此組合、高三百貳拾老石九升三合六勺
南西郷村

高四百三拾四石五斗四升六合四勺

北西郷村

北西郷村相残り之高拾九石五升三合六勺
右ハ初馬村に郷夫組合ニ御座候

「五明村」一 郷夫老一人、五明村、飛鳥村、上垂木村組合。但し御給金老兩三分ニ式人扶持被下置江戸詰ニ御座候故給金拾兩に相定申候間八兩老分組合村ニテ足金仕候

江戸詰郷夫（中間奉公）として上西郷村は三人、北西郷村一人、五明村一人を差出している。差出帳に不明の点がある。それは上西郷村差出帳には當村四組北西郷村と組み合わせて差出すとあるが、北西郷村差出帳には郷夫一人は南西郷村と組み合

わせ別に初馬村とも組み合わせ中間奉公に差出していると書か

れている。兩村矛盾理解に苦しむことである。この給金は延享年には三兩内藩より下さるもの、右兩三分にて不足分は村方負担とある。外に二人扶持を支給されている。幕末期の江戸詰中間奉公は藩お定の給金は金右兩三分二人扶持にて村方にて金八兩二分を負担し金拾兩として郷夫費用を補っている。

職人

「上西郷村」一 木挽老人 中平重郎
右木挽御城御用者ヶ年二十日ヅ、御役相勤申候尤扶持米右升五合ヅ、被下置候

一 大工其外諸職人無御座候

「北西郷村」一 諸職人無御座候

「中宿村」一 かや屋根ふき師三人 金五兵衛 清八 御城御役相勤不申候 勤不申候御城御用被仰付候節ハ御扶持ニ候

一 諸職人ハ無御座候

「五明村」一 紺屋老人 伝兵衛 右只今迄何ニテモ御役無御座候

一 木挽式人 曾右衛門 平十 右兩人共御役相勤申候

木挽三人、茅屋根ふき師二人、紺屋職人一人計職人六人があり。大工、鍛冶屋等はなかったとある。

北山札

「上西郷村」一 当村ニ北山札式拾六枚、四組ニ前々々御座候
但し札米 右枚ニ付 右斗二升札 式拾四枚

「北西郷村」一 北山御札式枚 但し右枚ニ付米右斗式升宛、右御札米式斗四升

但し三斗七升俵 斗立四斗右升五合

「中宿村」一 北山薪札右枚、此札米右斗宛門役ニテ御上納仕候、右場所相知不申候付年々弁納仕候

「五明村」一 米右石三斗 御山札北山原山垂木山草薪御運上 為俵三俵右斗九升但し 三斗七升当

上西郷村、北西郷村、中宿村等においては、薪山草茅等を刈取る山を丹間村、萩間村、居尻村、黒俣村辺に求め、刈取ことを許された北山札と呼ぶ鑑札があった。札右枚につき運上米右斗二升を納めるものと、米右斗を納める二種類のものである。掛川藩主太田侯となつて右山が御料所となり、北山札は通用しなくなつたと別の古文書に見える。五明村山札については、御山札北山原山垂木山草薪刈取るものとある。

高札

「上西郷村」(三左衛門組)

一 御制札場右ヶ所 御札式枚

但し切支丹御法度御札右枚

火付御法度御札右枚

四方垣雨覆有、右修覆之儀村入用ニ仕候

(善兵衛組)

一 御制札場右ヶ所 御札式枚雨覆有

但し右枚切支丹御法度、右枚火事拾馬御法度御札

(三左衛門組、善兵衛組共ニ)

一 御城々当村御制札場迄道程式拾八町、御城下る北ニ当ル

「北西郷村」一 御制札場右ヶ所 長右衛門、横右衛門

御札三枚、但四方さくニ御座候、修覆之儀ハ村方ニテ仕候

一 御城々当村ハ子丑ニ当り申候道法六町余

「中宿村」一 御制札式枚 きりしたん札右枚、火之元札右枚

但し板覆四方竹垣四尺

「五明村」一 御制札場右ヶ所 但長五尺、横三寸五分

但し四方井垣雨覆有

御敷五枚 式枚御一新御札右枚切支丹御法度札

右枚何事不寄札右枚五倫之道札

右修覆入用之儀ハ村方ニテ仕候

一 御城下ノ当村御制札場迄道程三拾丁余亥方ニ当ル

上西郷村差出帳三左衛門組、善兵衛組、善右衛門組夫々に書き上げられて居るが、これは同一箇所のもので城下より道程式拾八丁北に当るとある。北西郷村は城下より六丁、中宿村は約十丁と見える。御制札の枚数は上西郷村、中宿村は各二枚、北西郷村は三枚となっている。五明村に於ては幕末のことであり、制札五枚となっている。城下よりの道程は三拾丁余となっている。

往還掃除及助郷

「上西郷村」一 往還掃除町場、三百式拾五間、上西郷村四組（蘭ヶ谷村坂上迄）但シ成滝村ニテ西ハ五明村丁場、東ハ倉真村丁場

一 往還御役大助郷ニテ掛川宿ニ相勤申候

「北西郷村」一 往還除丁場当村ニハ無御座候

一 御伝馬之儀掛川宿助郷ニ御座候

「中宿村」一 往還掃除丁場之儀前々ノ無御座候

一 掛川宿ニ御伝馬人馬役相勤申候、道法凡十町程御座候

「五明村」一 往還掃除丁場六拾六間、但シ成滝村ニテ東ハ上西郷丁場、西ハ上張村丁場

一 日坂宿ニ定助郷役相勤申候、当村之儀先年ハ掛川宿大助郷ニ御座候所百三拾余年以前御割替ニテ日坂宿ニ被仰付道法遠所ニテ殊之外難儀仕日坂宿最寄村々数多御座候所格外村々隔リ当村ニ被仰付困窮仕候

北西郷村、中宿村共に助郷は掛川宿に勤めているが、往還掃除という東海道の掃除及び小道路普請の受持丁場は課されていない。上西郷村、五明村は東海道の掃除及び小修理の受持丁場が成滝村地内にあった。助郷は上西郷村は掛川宿であるのに、五明村は日坂宿と定められている。上西郷村より西に位置し往還掃除受持丁場も掛川宿に近い五明村が日坂宿助郷とはどうい

う事であるのだろうか。

郷倉

「上西郷村」

一 郷倉 老軒 立五間半 三左衛門組

一 戸前老口有 但屋根萱葺

一 郷倉 老軒 立五間 善兵衛組

一 戸前老口有 但屋根葺ふき

一 郷倉 老ヶ所 長四間半 善右衛門組

一 戸前一口有 但屋根葺ふき

「北西郷村」一 郷御倉ハ無御座候尤米御弘之節ハ当町迄附届ヶ仕候

「中宿村」一 郷御倉老ヶ所 当村永引高之内此引高屋敷式畝歩此分米式斗六升、右郷御蔵之儀久敷相漬れ、右替リ庄屋厚左衛門土蔵ニ御年貢米納米リ候

「五明村」

一 郷御倉 老軒 堅式四間半 屋根瓦葺

右御蔵建替之節ハ木方并大工木挽扶持作料并木代人足扶持米共六分形御上様ニテ被下候、四分形村役ニ仕候、修覆入用之儀ハ村方ニテ仕候

上西郷村の差出帳の三左衛門組、善兵衛組、善右衛門組には夫々郷倉一軒づつ見える。中宿村に於ては郷倉は古く潰れた庄屋の土蔵を郷倉のかわりに使用している。北西郷村は延享四年の差出帳には郷倉無御座候と見えるが、嘉永年間の絵図には郷倉が書かれている。五明村は明治元年屋根瓦葺とある。

溜池

「上西郷村」

一 溜池老ヶ所 長五拾間 四組入合、細谷上池

但シ埋樋長拾六間、樋内法五寸四方

一 溜池沓ヶ所 長九拾六間 四組入合、細谷下池

但し埋樋拾三間 立樋式間 樋内法五寸四方

一 溜池沓ヶ所 長六拾間 四組入合、御堂ヶ谷

但し埋樋長式拾間 立樋式間 樋内法五寸四方 是ハ享保七寅年小笠原政政守様御代之節御領分村々人足被仰付出来仕候。

右三ヶ所溜池大破之節ハ他村人足申請候、小破損之儀ハ村方ニテ仕候、尤立埋樋伏替之節ハ鉄物大工木挽作間用四分六分之御割合ニテ御地頭様六分被下、村方四分ニテ御座候。右大工木挽扶持米之儀ハ不残被下置候。人足之儀ハ六分通御扶持米五合ヅツ被下、四分村方役ニ仕候。

一 用水溜池沓ヶ所 長百八間 八幡

右溜池之儀大破損仕候節ハ他村人足申請候小破損之儀村方ニテ仕候、釘鋸入用之節ハ御城被下置候

一 悪水堀沓ヶ所 長三百拾間 方橋筋

一 溜池沓ヶ所 長四拾間 天白

一 溜池沓ヶ所 長式拾五間 同所上池

右溜池修復仕候節ハ他村人足申請候、小破損之節ハ村方ニテ仕候。釘鋸入用之節御城被下置候

「北西郷村」

一 北池沓ヶ所 宝曆貳申年開起被仰付候

一 北上池 延長百三拾八間半 但堤敷三間并水垂村谷水落堀長五拾八間 但薄土手數幅貳間、除之。相除場所開起仰付候

一 北池新田 反別貳町七反老畝拾三步 申年御卒。

内八反四畝九步、北西郷村古田早損ニ付

子年池敷ニ被仰付候

一 北下池 此節出来仕候

一 北下池 橫六拾八間 長七拾間

右修復之節ハ樋木大工木挽作料御扶持米釘鋸代入用等御上

六分形被下置四分形之儀ハ村入用ニ御座候、人足之儀ハ百石ニ付五拾人、村役相勤、其余分ハ老人ニ付五合宛御扶持米被下置候。

一 溜池沓ヶ所 清水谷 池二ツ

古池 長三拾間 新池 長三拾間 橫拾八間 橫式拾六間

右修復之節ハ樋木大工木挽作料御扶持米釘鋸代入用等御上六分形被下置候四分形之儀ハ村入用ニ御座候、人足之儀ハ百石ニ付五拾人、村役ニ相勤、其余分ハ老人ニ付五合宛御扶持米被下置候

「中宿村」一 当村溜池無御座候

一 当村早損場ニ御座候ニ付渴水之節ハ御堀之水貳町八反歩程之場前々被下置水引来リ申候。

「五明村」

一 溜池沓ヶ所 但 堤長三拾六間 馬路貳間 高サ四間 柚之木谷坪

右溜池修復立埋樋伏替之節ハ大工木挽扶持作料釘鋸代入用六分形御上様被下置四分形村役ニ仕候尤人足老人ニ付米五合宛御扶持被下置候。

一 溜池沓ヶ所 堤長拾八間半 數拾三間半 馬路貳間 長谷坪

右修復入用之儀前同様ニ御座候。

一 溜池沓ヶ所 堤長貳拾貳間 數拾三間半 馬路九尺 田之谷坪

右修復入用之儀前同様御座候。

一 溜池沓ヶ所 堤長貳拾間 數拾七間 馬路九尺 三郷坪梅田ヶ谷

右修復入用之儀前同様

一 溜池沓ヶ所 堤長拾貳間 數九間五尺 馬路 奧三郷坪

右修復入用前同斷尤当御普請申御座候。

差出帳に見れば中宿村に溜池なし、上西郷村は細谷上池、細谷下池、御堂ヶ谷池、天白、天白上池、八幡池の六ヶ所が見える。五明村は柚之木谷坪、長谷坪、田之谷坪、梅田ヶ谷、奥三郷の五ヶ所である。北西郷村には北池、清水ヶ谷上池の二ヶ所である。こゝで北池の事についてふれてみよう。

一 北池老ヶ所 宝曆式申年開起被仰付候。

一 北上池延長百三拾八間半 但堤敷三間。

井水垂村谷水落堀長五拾八間 但溝土手數幅貳間除之。相除

場所開起仰付候。

一 北池新田反別貳町七反老畝拾三步

申年御卒。

内八反四畝九歩、北西郷村古田早損ニ付

子年池敷ニ被仰付候、北下池此節出来仕候。

右の文語を読めば北池は宝曆式申年に次の箇所を残し全面積

新田開免されたことがわかる。田にならなかつた場所は北上池

延長百三拾八間の堤敷三間幅と、水垂村落水の五拾八間の排水

路及びその土手數幅貳間の敷地である。其処は土段久保の山す

そから天王山（竜尾山）の南端までの古北池の堤敷である。

然し北西郷村古田早損に付子年池敷として新池が築かれ北下

池と呼んで面積八反四畝九歩が出来た。子年とは宝曆六年の丙

子の年であらうか。その後元治元年には約二倍以上の池として

延長貳百五拾間の堤を築き昭和の時代の池の形となつたのである。

寺社

「上西郷村」

一 寺老ヶ所 曹洞宗徳雲寺 平僧

一 観音堂老ヶ所 道心

一 観音堂老ヶ所 無堂守

一 五社大明神老ヶ所 禰宜荒井平太夫

一 天王社老ヶ所 字ひしかや鍵取又右衛門

一 白山権現社老ヶ所 地主之者兵三郎

一 天王社老ヶ所 神谷

一 愛宕社老ヶ所 地付之者梶右衛門

一 不動堂老ヶ所 地付之者兵三郎

一 駒形明神小社老ヶ所 地付之者三左衛門

一 寺老ヶ所 以上 三左衛門組

一 阿弥陀堂老ヶ所 曹洞宗万松山医光寺 平僧

一 八幡宮 老ヶ所

一 鹿嶋宮 老ヶ所

一 天神宮 老ヶ所 惣右衛門地付宮守大鏡院

一 権現宮 老ヶ所

一 当山方修験宗

一 大行院 明宝院 大鏡院

一 徳宝院 源治 正學

一 家数六軒 修験七人

一 寺老ヶ所 以上 善兵衛組

一 明神社老ヶ所 曹洞宗曹溪山法泉寺 和尚

一 天王神老ヶ所

一 阿弥陀堂老ヶ所 地付之者太郎左衛門

一 八王子社老ヶ所 成瀬村阿弥陀寺支配道心

一 社宮師明神老ヶ所 地付之者勘左衛門

一 八王子権現社老ヶ所 地付之者清 藏

一 熊野権現社老ヶ所 地付之者杉右衛門

一 若宮八幡社老ヶ所 地付之者仁兵衛

一 上西郷村いま一組資料なく不明。

一 牛頭天王宮 神領門屋之者人数三拾人

一 「北西郷村」

一 上西郷村いま一組資料なく不明。

一 牛頭天王宮 神領門屋之者人数三拾人

「五明村」

一、寺老ヶ寺 禅宗正道山海藏庵 平僧

二、寺老ヶ寺 禅宗西清山正法寺 平僧

三、寺老ヶ寺 禅宗高見山聚隣寺 平僧

四、阿弥陀堂

五、権現社

六、明神社

七、大日森

八、明神社

九、権現社

一〇、天神社

一一、金山明神社

一二、天神社

一三、中宿村

一四、寺老ヶ所 曹洞宗廻向山北昌寺 平僧

一五、不動堂 当村北昌寺不動縁日正月五日

九月廿八日参詣御座候而市立申候。

以上上西郷村に徳雲寺、医光寺、法泉寺、中宿村に北昌寺、

五明村に海蔵庵、正法寺、粟隣寺と七ヶ寺見えるも未だ不明の

上西郷村庄屋一組の内に観音寺と法寿庵が記されていたと思わ

れる。又神社としては五社大明神、美人ヶ谷、神谷、谷之口の

天王社、小市の八幡様、鹿嶋様等明治新政府による合祀政策以

前の小社までよく記されてある。又特筆すべきは上西郷の地に

当山方修験宗の寺院六ヶ所も在ったことであらう。

鉄炮

「上西郷村」

一、鉄炮武挺 内耆挺羽師簡、耆挺威筒

二、鉄炮耆挺 但威筒

三左衛門組
善兵衛組

「五明村」

一、威鉄炮五挺

村方における鉄炮所持は大変厳しくそれが農作物を荒らす鳥
獸に対する威鉄炮でもその使用は取締が大変であった。

戸数及人口

「上西郷村」

一、家数六拾四軒 人数貳百九拾壹人 外ニ召仕六人

二、家数六拾五軒 人数三百拾壹人 三左衛門組

三、修験宗家数六軒 人数三拾貳人 外ニ召仕八人

四、家数百貳軒 人数四百四拾人 外ニ召仕拾人

五、善右衛門組

「北西郷村」

一、家数拾七軒 人数六拾三人 外ニ神領門屋者人数三拾人

「中宿村」

一、家数拾貳軒 人数五拾三人

「五明村」

一、家数七拾八軒 人数三百八拾人

牛馬の数

「上西郷村」 馬三拾八疋

「五明村」 馬拾貳疋

「中宿村」 一 当村ニ馬老疋御座候、牛ハ無御座候。

總括して

北西郷村、中宿村即ち旧西郷村下西郷のことは、延享四年差
出帳により概略はつかんだ。

中宿村高八拾八石耆斗、此反別九町五反。

北西郷村高四百五拾三石六斗、此反別四拾三町五反九畝、外

に宝暦二年開発新田として北池新田耆町八反七畝が生ずる。



明治貳年、浜松県に移る時の村高は、
中宿村高八拾八石七斗、外ニ北昌寺除地七石五斗、
不動堂除地四斗

となつており、

北西郷村高四百六拾貳石貳斗八升三合

外ニ北池新田貳拾石九斗七升八合

となつてゐる。下西郷区は幕末迄の間新田開発も進んだのであ

らうが、太田候掛川城主となつた頃は、合高五百四拾七石七斗にて、此反別五拾三町七反貳畝四歩の村である。なお、住民

戸数は約四拾戸であつたらう。

上西郷村について見れば、

庄屋三左衛門組

本田高四百四拾七石七斗七升五合 此反別四拾六町五反八畝

貳分

新田高三拾八石八斗五升貳合 此反別六町八反六畝廿七歩

合高四百八拾六石貳升七合

庄屋善右衛門組

本田高四百七拾六石八斗四升五合 此反別五拾町五畝三歩

新田高五拾三石四斗 此反別九町貳反九畝零歩

合高五百三拾貳石貳斗四升五合

庄屋善兵衛組

本田高四百七拾九石五斗七合

此反別四拾八町八反貳畝貳歩

新田高四拾七石七升零合

此反別七町

合高五百貳拾石五斗七升貳合

明治二年浜松県に移る時の村高は

。金十郎組 高四百八拾六石貳升

七合

除地石川神社領七石

。仙吉組 高五百三拾貳石貳斗四升五合

除地法泉寺領拾石

。七蔵組 高五百貳拾石五斗七升貳合

除地八幡社領七石、医光寺領七石

。平八郎組 高五百六拾九石四斗八升五合

除地観音寺領四石、法寿庵領七石五斗

これより見て、幕末期の庄屋七蔵組は、延享年の庄屋善兵衛

組であり、同様に仙吉組は善右衛門組であり、金十郎組は三左

衛門組である。残りの平八郎組高五百六拾九石四斗八升五合、

観音寺領四石、法寿庵領七石五斗の分が村差出帳が発見出来ず

残念である。

然し庄屋善兵衛組、善右衛門組の両差出帳に見る如く、村高、

年貢数量をあげ、次に池井道等を記し、其の後に寺社、祠堂を

書いて終りとし、藩役所と村方との交渉等は庄屋三左衛門組の

差出帳にゆづつてゐることより察して、特別異なつた重要なこ

ともないかとも思われる。住民戸数も掛川誌稿よりすれば上西

郷村三百三十一戸とあり、三左衛門組六十四戸、善兵衛組六十

五戸、善右衛門組百二戸とある故、差引約百戸程が平八郎組の

住民であつたであらう。

五明村について見れば、

幕末期の村高三百三拾五石七斗七升五合、此反別三拾町七反

四畝五歩

別に、新田高五石九斗貳升六合、此反別七町八畝拾九歩

合高三百四拾七石六斗四升零合、

本田検地は慶長九年であり、新田開発は万治二年、元禄八年

となつておる処より、延享年の高反別は幕末期と同数であつた

のである。住民戸数を掛川誌稿に見ると七十七戸となつており、

幕末期七拾八戸とあれば時代は下りその間農民の増減はあつた

であらうが村全体にては殆ど変化はない。

以上が小笠郡、旧西郷村の延享年中に於ける住民概算四百五十戸の田畑屋敷の反別であり、村高である。

次に年貢のことについて考察して見よう。

こゝでは中宿村について説明する。慶長九年通常辰の御検地と言われる伊奈備前守の検地により、

村高八拾八石七斗 田畑屋敷共 此反別九町五反式畝拾歩
此内訳上田式町八反八畝拾六歩 十三盛
中田四反五畝廿三歩 十二盛

下田壹町三反六畝廿歩 十盛
屋敷壹反八畝七歩 十三盛

上畑壹町四反七畝拾八歩 八盛
中畑七反式畝廿五歩 七盛

下畑貳町貳畝廿七歩 五盛

註 盛とは高盛とも言う。反当米収量見込高のこと。十三盛とは反収一石三斗也。

検地の上免租地として延享三年に計上された永引（控除高）は次の通りである。

五石貳斗四升八合 畑方川成坪屋敷郷藏敷 永引
貳石九斗九升六合 御足輕屋敷永引坪屋敷 畑共
貳斗貳升壹合 畑方溝代引

八斗八升 畑方庄屋引
壹石八斗七升九合 畑方川欠永引

四斗九合 大池村井道代永引
五斗八升七合 井道代永引

計拾貳石貳斗貳升

田畑屋敷有高七拾五石八斗八升

これが年貢割付の基礎である。中宿村は定免村として、毎年一定の貢租率が決まっていた村で、その率は六ツとなつてゐる。六ツとは六割のことである。

田畑屋敷有高七拾五石八斗八升 寅年定免六ツ
此取米四拾五石五斗貳升八合

俵に直し百三拾俵貳升八合 但三斗五升入
口米三俵壹斗八升

合計百三拾三俵貳斗八合 但三斗九升入
註 取米とは貢租米。

口米とは本年貢に対する附加税の一種。
これが延享三年の中宿村年貢米の割付である。

中宿村田方よりの分米（収糧量）を見る。

上田三拾七石五斗九合
中田五石四斗九升貳合

下田拾三石六斗六升七合
合計五拾六石六斗六升八合

田方永引高壹石八斗四升六合
差引高五拾四石八斗貳升六合

延享三年年貢米を壹百三拾三俵と見よう。差出帳によると年貢米一俵の俵拵えの計量は先に記したように四斗拵にて四つ卷升拵にて一つ五合拵にて一つ合計四斗壹升五合になすとある。

即概算五拾五石壹斗九升五合となる。田方よりの見積収量と年貢米納付割付量との差は不足三斗七升三合である。

これでは農民は米が食べられないのは当然である。余りのことには西郷村も當って見た。

申年免定の事の内に、
上田分米百五拾九石四升六合

中田分米百五拾七石七斗九升六合
下田分米六拾七石八斗壹升

合計三百八拾四石六斗五升貳合
田方諸永引拾石壹斗七升五合六勺

差引計三百七拾四石四斗七升六合四勺
取米貳百貳拾三石六斗貳升六合

口米六石四斗九合四勺

二口合米六百五拾六俵七升 去年申納 但斗立四斗一升五合
即ち約年貢米貳百七拾貳石三斗壹升であり、田方高との差引
は壹百貳石壹斗六升六合となる。村高の内田方、畑方の割合を
見ると、

中宿村田方五拾四石八斗貳升貳合に対し

畑方貳拾壹石五升八合

北西郷村田方三百七拾四石四斗七升六合四勺

畑方五拾七石貳斗八升九合

である。北西郷村の場合畑方高が畑方高の約六倍であるのに、
中宿村の場合は田方高、畑方高の比は二・六対一であって、米
生産耕地でない畑、屋敷に対する年貢米負担が如何に重く田の
耕作面積の少ない農民の上のしかゝつていたかが分明である。
今手許にある資料に見れば中宿村住民が、蔵が明け三月には
夫食米の貸付を十二戸分米五俵受けていることが書かれている。
当時の農民の生活状態を思うとき今の世に生まれた我が命、な
んと有難いことか。

藩としては財源の村高を増す為に新田開発に力を入れた。北
西郷村北池新田に見る如く一時的に北池敷全部を開発し、北西
郷村水田は水源を失った為早損騒ぎがあり、あらためて面積八
反歩程の北池を築き、猶又幕末期元治元年に再築堤により面積
老町八反程の北池、昭和五十七年掛川市により埋めつさるる
前の池として北西郷村、中宿村、城西町の農民生民の田畑の用
水及び火災の際の非常用水の水源となつて来たのである。為政
者の一時的な気まぐれ施策の失敗がこゝに残されているのである。
北池に存在した今二つの為政者失敗談を記そう。一つは元
治元年北池拡張工事をなした時、北池の西南の角より土段久保
きし山の下に隧道にて、龍華院下の掛川城外堀に水を落し北西
郷村、中宿村の早損地に用水とすべく、隧道三拾六間を掘つた
ことがある。設計ミスであつたのであろうか、不幸工事竣工後

も水は城の外堀には流れなかったという。

今一つは大正初年西郷村五明松浦五兵衛氏の小笠原農会々長
当時という。公費補助金を受け小笠原農会機械農場(後に県立
農事試験場米麦原種部となつた施設)を西郷村下西郷の地内に
開設すべく約五町歩の耕地整理を行い、英国産のトラクターを
導入、米麦調製は完全機械化作業場を設備し模範的農場経営を
行つたものである。大正十年頃の事であるがその資料が全く見
当らない。この農場への灌溉用水として、又水不足の下西郷田
圃への用水確保の為、逆川の水を奥姫橋の上にてポンプブ
ッとして暗渠を作り、ねずみ山の下を隧道にて抜けば北池に導水す
べく工事をなした。施工者は掛川町馬場組であつた。これも設計
ミスの為水が充分に北池に入らず、両三年にて揚水を取り止め
て終りとなつた。

この隧道を下西郷の人達も人夫として手伝つたものである。
然し今はこれを知る人は少ない。たまたま小生の父親が機械農
場の場長であり、その後県立農事試験場の分場になつてからも
そこで勤務し、又小生も若い頃この原種部に席をおいた事でも
ありこの様子を知つてゐるのである。余談である。

初めの目論見は旧藩時代の村差出帳を紹介し出来得る限り解
説を試みるつもりが竜頭蛇尾見ぐるしきものとなつて了つた。
機会あるごとに深く掘り下げ昔の村の姿をあきらかにしたく思
う意だけを汲みとられ御了解下さい。

尚、村々差出帳の全文(中宿村を除く)は、掛川市史資料集
近世編口にあります。是非御覧下さい。

以上

9 春光院について

市村昭子

掛川市長谷地内（衛生センター裏側）に明治初年迄あった春光院について、私の知っていることを少し書き添えて頂きます。春光院の本寺、龍華院の地は、古くは天王山と称していた。「牛頭（す）天王」を祀る「掛川天王社」現在の龍尾神社が昔この地にあったことから、天王山と言われたのである。

永禄の昔、武田信玄に駿府を追われた今川氏真は、掛川城の朝比奈泰朝をたよって掛川城へ入城していた。この氏真を攻めるために、徳川家康はこの地に本陣を置くべく、今川方が守っていた旧天王山（天王社は朝比奈泰朝がこの地へ城を築くにあたり現在地へ移した。ために、この当時は旧天王社には天王社はなく、掛社あるいは分社のような社があったと思われる）の地を奪った。奪ったこの天王山の地に徳川家康は本陣を置いた。この地より今川氏真、朝比奈泰朝を攻めた。

ついに永禄十二年（一五六九年）五月、掛川城は徳川家康に對して講和をし、城を明け渡した。

掛川城を去った今川氏真・朝比奈泰朝は掛塚（現在の竜洋町）より海路小田原の北条氏をたよって落ちて行った。

その後、天王山の地は聖地とみなされていた。明暦元年（一六五五年）、時の掛川城主北条出守氏重は幕府に願ひ、三代將軍徳川家光（大猷院殿）の靈牌を申し受けて、同年九月大猷院殿御靈屋（たいゆういんでんおたまや）と龍華院が創建された。これは北条氏の悲願であったと伝えられている。

旧天王山は江戸時代に至り、宗教的な守りの地、いわゆる靈地・聖地と言えるのである。

徳川家光公（大猷院殿）御靈屋及び龍華院の創建は、北条氏

重個人の利益となったわけではない。旧天王山自体が聖地であり、幕府でも重要な地と見なしていた。

御靈屋と龍華院の創建は、掛川藩は言うに及ばず、住民全体の利益につながったと思われ、聖地を護る一番の得策ではなかったかと思われる。

龍華院は、掛川の寺、掛川城の一部と言われ、最も重要な構成要素であったことから、横信徒を持つことは勿論掛川城の祈願寺であったことから、山内（寺内）において、たとえ住職とは言え、葬儀は勿論、埋葬も許されなかった。

そこで必要となったのが「とむらい寺」末寺である。それが春光院であった。

城内より逆川を下り約一里、長谷に着く。山並が続き田畑が開け、春光院跡地より見た眺めは素晴らしく、昔はあたりに余り家並みは無く、今よりもっと素晴らしい場所ではなかったかと想像する。

春光院は正式には「宝珠山玉淵寺春光院」と呼ばれ、庚申堂（こうしんどう）別当の肩書きを持っていた。おそらく春光院は、ある時代に小さな御堂を建て、次第に里人の信者を集め、やがて寺として発展していったと思われる。

古墳のそばに寺がいつしか出来て行く事があるように、この寺の場合も宇洞ヶ谷古墳のそばであった事から、そのような条件の中に寺は建てられたと思われる。

寺の北側には、太田家が掛川城主として入城する以前迄は、処刑場があった。そんな関係もあって寺のできて行く事に無理のない事も推定される。

龍華院と春光院との関係が、何時どのような経緯をもって出



来たのか不詳ながら、宗派及び特定の檀徒は恐らく龍華院との関係のなかった時代には、持っていなかったと推定される。

宝暦六年（一七五六年）十月、輪王寺一品大王の鈎命に依り正式に龍華院の末寺と定められた。これにより龍華院住職達の葬儀などは春光院において行うようになった。こうして明治維新に至るまで春光院は存在したのであるが、明治初年廃寺となった。

今日、春光院の詳細を伝えるものは残されていない。ただ、井伊兵部少輔以来の地租免除の何通かの書状、宝暦六年末寺として認められた書状が残されたのみである。

春光院は龍華院代々遷化の僧を葬らうことに唯一の意義があり、これにより援助保護を受けていたと思われる。

異った性格を持った寺であった春光院は、龍華院とは別に住職があり、一応は独立した寺であった。春光院開山「年山匠善大徳和尚」が本当の開山であったかは不明で、恐らくは中興開山ではなかったかと思われる。宝暦六年、正式に末寺として認められる為に努力した当時の住職、専純和尚が寛政五年（一七九三年）十一月没した後は、住職としての者ははっきりせず、龍華院住職の弟子達により、春光院の管理・維持がされていたようである。



明治初年、本寺龍華院が危うきに至り、遂に明治六年（五年という説もある）無住により廃寺となる。

春光院本尊の「青面金剛童子」即ち「庚申様」は行基菩薩の作と伝えられる。「行基菩薩」御作佐野郡長谷村

庚申堂に安置ス別当末寺春光院明治五年廃寺ニ付当院ニ合附ス元庚申堂附新山山林、有之旧掛川城主井伊兵部介輔以来代々城主ヨリ新山山林 附地免状有之廢寺ノ際上地ニ相成ル庚申堂建立再建 年月不詳由緒不詳」（明治初年発行寺院明細帳）

この行基作庚申様が春光院の本尊であったかどうかは不詳であるが、現在、像の行方は不明である。明治十四年以来、龍華院は輪番時代であったので、その頃どこかへ消えたのか、今ではその存在すら知るすべもない。

春光院跡地より現龍華院住職と某新聞記者によって発見（昭和五十三年六月頃）された龍華院・春光院住職達の墓は、春光院が明治初年廃寺の後、百有余年の間その存在すら知る者もなく放置されていたのである。

昭和五十三年、海野住職によって春光院の存在が明らかにされ、その年十一月より翌年三月まで、住職自らの手によって発掘調査（住職は奈良・京都に住した頃、遺跡・古墳などの文化財発掘調査に長年たずさわって来た）をし、龍華院へ移転した。現在は龍華院の大猷院殿（家光）御霊屋の東側に埋葬され祀られている。

実に百数十年ぶりに目の目を見ることがになったのである。歴代の住職達もさぞ喜んでゐる事であらう。

（資料）

「春光院廃寺跡

龍華院・春光院関係住僧墓の発掘調査報告書」

「寺院明細帳」

10 上西郷の歴史と伝説

戸塚 善馬

昔上西郷村は、高千六百五十九石也。五明村は高三百三拾五石七斗零升五合と有。此の二ヶ村が主檀信徒である上西郷滝之谷にある法泉寺の縁起由来から書き初めてみよう。

掛川市誌にある



「曹溪山法泉寺曹洞宗相模国足柄上郡飯沢村大慈院末本尊釈迦牟尼如来寺域千九百三十七坪」寺記にいう当寺は、永享十二年開創開山は春屋(しゅうおく)宗能なり。唐の曹溪山法泉寺に擬し、其の山号寺号を用ゆという。境内に雄瀑雌瀑あり、故に地を滝之谷と名づけ徳川家より御朱印地拾石を附せられる。明治初年例して上知となる。文化二年祝融の災に罹り文化七年諸堂を再建す。

掛川誌稿にいう。寺を法泉という。

開山を春屋宗能和尙という。相伝う、昔此の地に二人の比丘尼(びくに)あり。雲江(うんこう)・梅殿(せんかん)と言う。春屋和尙初めてここに來りし時、両尼よりこの地を受けしとぞ。享徳四年十月二日二世即安和尙へ授けし譲与状に曰く、「雲江梅殿之菩薩惡に御訪候者何事か可過之哉身之本願可満足候也」とあり、寺後に二碑あり。其の一は雲江妙慶貞治五年

四月二十日。其の一は梅殿慶安二年二月朔日と刻して當時のものと見えたり。

掛川市誌に伝説として、次の事柄が記載されている。星霜六百年の昔、江戸より京都へ東海道を修行しつ行く一人の旅僧あり。掛川の西、二瀬川まで来りし時、折柄の暑さの爲非常にのどの乾きを感じ、川に下りて水を掬(すく)い一口飲みたるに、其の味非常に美味なりしかば、何となくつかしき湧き起り、だんだん源へと進み行くに大きな石に行き当たりたり。石の上に一人の年老いたる比丘尼坐禅を組み。旅僧の來たるを見て嬉しそうな顔つきをなし、静かに言う。「私は貴僧の來たるを年久しく待ち居たり。此の地に一寺を建てなば必ず末永く榮えん。私の言うことをゆめゆめ疑い給うな」と、旅僧之に答えて曰く、「それでは此の石の下に炭に火をつけて置くが、今より三年間修行して再び此処へ来り、炭の火もしそのままなれば、貴女の仰せの通り寺を建てん」と。比丘尼之を聞きにつこり笑うと姿は消え失せたり。旅僧約束通り三年の後、再び元の所に來り見れば不思議にも炭の火は三年前と少しも変わりなく暖かなり。依つて約束通り寺を建てたり。其の石、今も西郷滝之谷法泉寺の中庭にあり。名も「比丘尼石」と言う。又、昭和の現在も比丘尼石の近辺から万病に効能ある薬湯が、水量も豊富に湧き出て居り、此の薬湯を利用して「滝本館」「小杉館」という温泉旅館も出来て、遠近からの湯治客で賑わっている。又、薬湯のみならず観光地としても四季を通じて良く、今後増々賑やかになるであらう。

話は昔に遡って、法泉寺の御朱印について、徳川家康の側近



く仕えた西郷局の父親、樺江の住人戸塚五郎太夫忠春の菩提寺であり、又西郷斎宮の菩提寺である所から、拾石の御朱印を附せられると言うから、慶長時代に御朱印は附けられた事と推察する。山門も御朱印門と呼ばれている事からして、其の頃建立したものであらう。

最近私方古文書の中から法泉寺に關しての古文書を見出したので、當時の状況を知る参考として記してみよう。

「寛一御朱印高拾石地并山林境内野餘一寺内僧拾人并男四人召仕倉真村仁兵衛当村三助萩間村七兵衛当村林八慶安二年己丑六月十四日上西郷村曹溪山法泉寺 願」

とある。其の後、約百年後掛川城主に差し出した人別改帳に依ると「延享三年丙寅法泉寺僧四人外召仕一人」とあり、時代の變遷を物語ると言える。

又、遠江風土記伝には、次の様に記されている。法泉寺末寺七字ありとあるが、昭和五十年代法泉寺の末寺と伝えられて現在ある寺は、長間の法寿院と北原川にある上岳寺、又金谷町大代にある法昌院の三ヶ寺のみである。村内にあった徳雲寺、觀音寺、医光寺、側連寺の四ヶ寺は、明治から大正・昭和中期迄に廃寺となり寂しい限りである。

明治時代以前の法泉寺の事についてもう一つ記してみよう。法泉寺の和尚ともなれば檀家の仏事法要等には和尚の送り迎えには箆を使用した事であらう。又、昭和時代も最近の事だが、法泉寺山門前に昔から景の良い松の木が二本あった。松喰虫で一本は枯れたが、生残りの一本は笛岡和尚様の並々ならぬ努力に依ると聞くが、未永く保存したいと願っている。

又、県道から法泉寺に入る北山の側に白羽大明神と記された石碑がある。これは馬頭観音を祀った物だといふ。又、ここで県道より東を眺めると中の谷の日陰と言う屋敷の家がある。又日陰の前方に山伏谷田と言う山が見える。此れらに關しての書類は中之谷の中山五平宅（只今女主人）の家に保存されている

はずと言われているが、古文書は見当らない様だ。

法泉寺前より県道を北に進むと、中之谷に六、七軒ある一番東北の戸田誠様の屋敷つづき北に八王子神社がある。毎年十月十日に中の谷屋敷十戸程の人達が参加して祭祀すると言ふ。

中之谷を降りて法泉寺の南方の小高い所を上園と言ふ。又、

上園の下辺を滝屋敷と言ふ。滝屋敷に人家は十軒ほどあるだらうか。滝という地名の起り、其のもととは現在の主人伊藤登喜雄氏の所だと言ふ。伊藤登喜雄氏の先祖は今川時代と言ふから相当昔のことであらう。榛原郡川根村湯沢伊藤作之右衛門、伊藤勘解由左衛門氏が移住したと伝えられて居る。又伊藤登喜雄氏の屋敷つづき前に、八王子神社が安置されている。この神社氏子と言ふか組の人たちは、屋台も出して十月の祭りには賑やかに行かうと言ふ。

又、この滝と言ふ所に、其の昔、滝三郎左衛門近江国関刀工下坂貞重が住居跡と伝えられている。その子孫であると言ふ歌人として有名だった滝藤太郎が、東京からわざわざ先祖の地と伝えられる滝之谷を尋ねたが、遂に不明のまま帰られたといふ。現在滝之谷に伊藤姓の家が七軒あると言ふ。

ここを少し南に下ると東に独立丘の大きな山がある。今は城山と呼んでいるが、昔は滝之谷城があったと言ふ。倉真城、松葉城、美人ヶ谷城があった頃と言ふから、明応時代の頃であらう。滝之谷城についての伝説があるので簡単に記してみる。

滝之谷城の東面に「やなめ屋敷」と呼ばれる辺の小高い丘の上に茅葺きの庵を結び、念仏三昧に暮す中山祐斎様と申されるお坊様が御座居ました。この方が、妾かたちは変つて居るが、滝之谷城の御城主であった中山頼母様で御座居ます。時代は明応の頃の大きな地震のあった頃の出来事です。

滝之谷城の大手門のあった処が、幅十余間に及ぶ山崩れで麓の方に崩れ落ちた土砂は「やなめ屋敷」の跡を埋め、庵は跡かたもありませんでした。余りの事に呆然と立ちすくんで居られ

たが、庵の家族の安否を気づかい、まだ時折り震動のため土砂が崩れる山腹の庵のあたりまで登りますと、そこに一人の男が盛んに土砂を掘り起こしている姿が目についたのでご座居ます。それは八十吉と言う男で、戦乱の時に使う軍用金、又その他に使う金銀で土中に埋めた埋蔵金を専門に、盗掘りする泥棒で、滝之谷城主中山祐斎様が不在になるのを窺って居り、大地震が起きたためこの時とばかりに捜していたのです。この時中山祐斎様年とはつても剣の道はまだまだ衰えては居りませんでし。鋭い太刀風と共に八十吉の肩から肋にかけて袈裟がけに切りつけたので御座居ます。

山崩れの跡にある高さ三尺の花崗岩に中山祐斎と刻まれた供養塔に向かいあうように、茶畑一つ隔てた丘に誰が何時頃建てたのか、稚劣な字で八十吉と刻まれた高さ一尺計りの自然石があるのも、この物語を因縁めいたものにして居るので御座居ます。

滝之谷城には軍用金が埋蔵されていると言う伝説はあるが、掘り出したという事は聞かない。併し昔から二回の山崩れで土砂と共に流れ出たと言う説もあるが、まだ山中どこかに埋蔵されたままであるかも知れない。

「やなめ屋敷」の前に郷戸と言う地名があるが、これは城の戸を縮めるといふ意味ではなからうか。

また、その南に滝之谷神社があり十月初日曜が大祭日である。その滝之谷神社の東北に、昔阿弥陀堂があり、今は阿弥陀堂もないが、堂街戸と言う屋号のお宅がある。滝之谷に戸田姓氏の家が九軒ほどあるが堂街戸の戸田氏が戸田姓の元祖と言う。

戸田家の下に久遠寺と言う寺のような屋号のお寺がある。昔久遠寺は酒も売れば商店でもあった。昔、小夜の中山久遠寺へ開扉があった時の事である。青年達が毎日開扉のある久遠寺へ行くと言ったのは、滝之谷の商店で酒を飲み遊び暮れる内に、商店も久遠寺と言う屋号に呼ぶようになったと言う事である。

又、その南に寺坂と言う屋号の家がある。寺坂は長間の法務院に行くに、昔は坂があったので寺坂と言うようになったと言われる。

滝之谷の入口に青石と言う地名がある。川根線の県道が出来ない以前は高さ六尺もある大きな青石があったが、県道を作る際青石を取り去ったので、道端では青石は見られなくなった。

地名青石の西を蛇喰と言う。蛇喰は頭で、胴は東の長間だと言うから大蛇であったらう。又、近くの山に青蛇様と言う祠がある。中之谷の山伏谷田に住居した山伏中山龍宝が、青石に転住、易占いも蛇喰の青蛇様を祭祀した法院だったとも言う。

中山龍宝の家には西の蔵守本尊が安置されて居たが、家庭の事情で置く事ならず、法泉寺に差出したと言う。子孫は青石に住居している。又、蛇喰には弘法井戸があり、蛇喰近所の家庭では、家で使用する水に困らなかつたと言う。今も年に一度は井戸の供養をすると言うことである。

さて、滝之谷から石畑に出てみよう。現在の舗装された道路なら自転車でも十分あれば石畑に着くが、明治時代迄は道路も六尺幅で、砂石を敷くので石につまづく場合もあった。

現在の西郷橋の辺りは高萩と言つて投渡ししの板橋で、二十ミリも雨が降れば橋は取れた。川の両端は藪ばさりで狐が住んでいた時もあつたと言う。滝之谷の某と言う人が、夕方遅く掛川から油揚げをばうらに入れてかつき棒の先につけた藪ばさりに差し掛つた時、ばうらがバラつてか何かひつかつた。力まかせに引つ張つたが遂に取れなかつたので、それほど欲しい物ならくれてやると言つて、から身で自宅に帰つたと言う話を聞いた事がある。

高萩の南から三尺幅位の道路或は堤防を西に向つて歩けば石ヶ谷に着いた。大正時代頃か、倉真の杉山広吉先生、源作の松浦次郎吉先生が、家代の天段(あまんたん)の学校に徒歩で通う頃は、この堤防を歩いて石ヶ谷、五明を経て家代迄通つたのだ

が、時代とは言え今考えると頭の下る思いがする。

石畑に出て石ヶ谷・五明方面に通行するには、井川に沿った道路を佐藤権雄様の前で西を向いて石山三左衛門の前を通らなければならぬ。

さて、明治時代から掛川藩政時代に溯つて、石畑の歴史・伝説、又、掛川迄通行した道路沿いの歴史・伝説等を記してみよう。

上西郷百町歩の田圃に倉真川から導入した井川に沿って、五社神社の東下に倉真方面に通行する六尺幅の道路がある。又、五社神社の西、現在堀内薬局辺りに北には住宅民家は無く、五社神社の禰宜荒井平太夫の広大な邸宅があり、西に続いて馬場があり、五社神社の氏子は石畑、構江、石ヶ谷、又美人ヶ谷の一部が氏子だった時代もあったと伝えられる。昔の農家には馬が一頭か二頭は飼われていたので、二月初馬の日には五社神社に於いて馬の健康祈願祭を行ったり、草競馬の様に競走したりして、此れを氏子の皆様が見物して楽しい一日を過ごしたと言われている。現在、馬場と呼ぶ屋号のお宅が二軒ある。その西には馬頭観音を祭祀しているお宅もある。

その北に明治時代は薬師如来を祭祀した堂があった。この堂を、その昔平等寺と呼んだものではあるまいか。ここにある墓の戒名が、三百年前元禄時代一般人には考えられない位いの高い戒名の墓石だからである。明治時代薬師堂最後の和尚が堂を出て行く時、前にある大角家に子供が急病の時など痛むところを撫でるとすぐ治ると言う呪いの様な物だが、掌に乗る程の丸い輪を置いて行った。現在大角家に保存されて居る。又、薬師如来と仏像一体は現在の公民館の中に安置されている。

いつの頃だか、昔石畑の中程に道照寺と言う寺があったと伝えられる。私は疑問に思うのだが、道前と言う地名の所はある。

石畑の中間に井川があり井川に石橋がある。ここを東に進むと馬場、そして五社神社の前に出る。五社神社への参道は昔は

南から石段を登った。参道を現在の西に改めたのは大正時代である。五社神社の南下を宮けと言ひ、此所に数軒の人家があり宮けを南下に降りると掛川方面に通行できた。倉真川からの井水を導入する以前の事であつただろうが、西郷田圃に掛ける溜池があつた。現在の西郷小學校の東北は全面的に溜池であつた。井川ができてから長い間に新田に開発された記録の古文書がある。又、この古池の西に構江部落へ通ずる道路で、五社神社の前から約一キロ前方に鳥井と言う地名の所があつた。

ここから西は構江で北袋方面へ通じ、東に進むと細谷で溜池が二つある。下の溜池の所で山の中を北に進むと、今は無いが文部大臣を務めた岡田家の前に出て乙星（おとほし）熊川方面に通じた。昭和三十年頃、土地改良の際鳥井と言う地名の所から、鳥居の根本・土台を掘り出した事に依り、五社神社の一の鳥居があつた場所を確認したのである。（これより旧家等の敬称は略す）

石畑の西北に石山三左衛門と言う旧家がある。三左衛門は昔上西郷村の名主だったとも言う。庄屋も勤めた名門で、石畑の石山姓の元祖でもあるだろう。三左衛門の前を東に進むと井川がある。井川を境に西組東組と呼んでいる。井川に沿って道路を南に降った所で西を向いて少し行き、又そこから北に向って歩くと三左衛門の前に出る。これを一周すると一キロ余あるだろう。ここを五本松と呼んでいる。

戸塚五郎太夫忠春の娘お愛様、後の西郷局は三州の五本松城主西郷弾正左衛門正勝とは深い血縁関係にあり、構江の戸塚五郎太夫忠春の館に、戦国の世しばらく居住した事があると伝えられ、その頃三州の五本松城に擬して五本松の地名になったと伝えられている。西郷局の外祖父である西郷弾正左衛門正勝は、今川氏真の臣、朝比奈泰長に討たれたと言う。

石畑の井川より東に現在居る屋号「みなみ雜貨店」だが、昔は佐藤浅エ門と言う代々庄屋を勤めた名門の旧家がある。庄屋を

務めた主人浅エ門が伊勢参りに行った時、伊勢の地で大病となり帰郷する事ができなくて困った時の事である。「私の病氣が快方し帰郷する事ができたなら必ず御祈願果たしに十王十体を作り祭祀する」からと祈願した。その効あつてか帰郷する事ができたので、早速五本松の自分の所有地に十王十体を作り安置したのである。このできごとは享保年間と言うから、今より凡そ二百五、六十年前の事である。この十王様も明治初年に取り去れと言う命令に依り菩提寺観音寺の空地に放棄したものである。今、西郷農協西裏辺を十王前の地名がある。

石畑に佐藤姓の家が数軒ある。西郷には十数軒佐藤氏があらが、その元祖とも言われている。

五本松の西を川久保と言い、明治後期景道が出来た以前迄は五本松から西郷農協西裏、田中屋酒店の西裏を水路に沿った道路が南下し、掛川方面に通じたと考えられる。

現在、横江公民館のある所は、西郷斎宮(いづきさま)の居館あり、戸塚五郎太夫忠春の館あり、又図書屋敷あり、明和年代迄は広大な地域の中に土堤等も見られたと伝えられるが、今はその傍(おもかげ)はない。併し横江と言う地名の起源はここであり、徳川二代將軍秀忠公の御母堂西郷局の出生地でもある。斎宮の祀られて居る堂の前で、明治そして大正の中頃迄は斎宮の供養に毎月和讃を唱えたが、昭和から和讃を唱えるものも途絶えてしまった。だが、この頃和讃の原本を発見したので、その和讃を紹介する。

いづきぼさつ わさん

一 きみよう ちようらい 二 しのめ わけて

かこみらい げんざい くれなひの しんによの

さんぜの ぶつぼうそう つきが ろつこんの

うじよう ひじようの まどを てらすと

よしゆ生が さんぼう
きえの くどくにて

三 いまを さること

四百年 ゆうよの

むかしに さかのぼり

ゆめと つたはり

まぼろしと つたはり

きたる ぶつぼさつ

四 おはしまし くちには

うみやま びみをはみ

きんしゆう りようらを

ねんは なかりしが

ますます うきよを

五 しくありて おもう

ころと もろともに

ぞくじん はろう

まんげつは こすへを

わけて うちのぼり

いまひと こえは

六 おりそへて にしきと

みゆる 山のべの

さかりの はなの

下かげに ちくさの

はなも ここかしこ

やれにし きしの

かまえたる いつき
ぼさつの ごゆらいは

四 としは きようとく

年かんに さいごう

いつきと 名も高き

平つか やまの

じようしゆ にて

きんでん ぎよくろに

六 かえりみて にんげん

わづか 五十年

ふつき くらすも

ゆめのうち しょうを

うけたる われくは

しょうろう びようしの

六 あおぞらの つきが

ないたか ほととぎす

しだい しだいに

ほのなる はるを

のせくる うぐひすの

こえの あやをも

七 くさがくれ つづれ

させとて なくむしの

あはれも つゆの

いとせめて ことはり

ふかき 秋のくれ

そうおく おしようど

二、名も高き めいそう

ちしき たびのくに

かけがわ にしの

ふたせ川 みづの

あじこそ ただならず

かわかみ さして

三、けしんそう ほのかに

こえを はりあげて

いちをう こんりう

いたせよと そうおく

おしように ゆいげんし

おはりを つげしと

四、かいそなりそのとき

さいごう うじどのが

いまこそ じきの

きたるなり ぶっぼう

きへの めじるしに

かいきと なりて

五、たまうなり ふんぼは

かまへの はなのさと

さんびやく ねんの

そのむかし とづか

五郎太夫 ただはるが

そせんと なして

六、かほかたち たとへ

がたなき うつくしき

三、のぼりゆく みなもと

みやまの たにのそこ

めだき をだきの

かたわらに だいばん

せきに あらわれし

びくに とみへし

四、おもいうち ごしきの

くもが たなびいて

ありあり てんじよう

なしたまひ いまに

つたわる 法泉寺

そうおく おしように

五、のちのよに せじんを

すくう ちかいたて

しくせい がんの

わたしぶね ほだい

ねはんの かのきしへ

そのみは わたり

六、まつりける しるしと

みへて 忠春が

ふうふの なかに

女子をあげ その名を

あい女と 名づけたり

うまれ ついたる

三、くもをこめ ふようも

ねたむ はだへにて

かはは やよいの

はなにこび まゆは

むつきの あをやなぎ

かみは そしゅうの

三、ねんかんに しよだい

しろうぐん とくがわの

いへやす こうの

めにとまり あい女を

つばねに めしたまふ

二代 しろうぐん

三、なむいつき だいぼさつ

われらをも とくに手にとり

たまわれば ころかまへに

あるぞうれしき よもすがら

ほとけのみちをもとむれば

わがこころにぞ たづねいりぬる

三、ひでただを なんなく

しゆつさん ましまして

御とす さんじゆう

八のはる のべの

けむりと たちたまふ

なむいつき だいぼさつ

斎宮は現在公民館の中に祀られて居る。又、五本松の西川久保から斎宮へ通じる道路があった。道路と言っても田圃の隙で観音寺北袋方面に通じる近道でもあり、この隙の中間に若宮八幡宮があったが、土地改良の際川久保の東に移し、川久保組の人達が祭祀して居る。

斎宮の前南に現在大角先生宅の東を過ぎると東西南北へ通じる十字路があった。東は細谷方面、西は北袋中五明方面へ、南は中島へ通じる道路があり、現在舗装した農道より中島の人家がある所までは少し西であった。中島の住宅や工場のある辺りは、人家より北に井川と並行した道路であった。中島の西に石田平八郎と言う庄屋も勤めた名門の旧家がある。石田家の西に

石田家の守護神であり石ヶ谷様と言う神社がある。

石畑を過ぎ、横江、中島まで来たところで、上西郷村百町歩と言う広大な田圃が眺められる。

ここで今より凡そ三百五十年前に溯って上西郷村の農業作法と庄屋制度の有り方を少しばかり記してみよう。

上西郷の広さは東西十丁余、南北二里。遠江風土記伝には、千六百七十七石九斗二升、昔は掛川近辺を佐野郡と呼んだ。佐野郡九十六ヶ村の中で村の石高が最大級で、一組の庄屋では年貢の取立、又、村を治める政治全般について不便なので、寛永二十年から石高も平等に四組に分割し、寺も神社もすべて四組の庄屋で上西郷村を統治したのである。各組庄屋の下に組頭一人、百姓代一人が庄屋を補佐した。

庄屋職は殿様の仰せ付けに依り動めたので世襲であった。滅多に替わる事はないのだが、主人が不幸でもあった場合には、女や隠居した様な老人では出来ないで、他の適任者に替わったのであった。

年貢米は一組の庄屋が約四百七十六石八斗四升五合だから、これを四斗俵にすると千百六十五俵余に成る。又、これを極月十日とあるから、十二月十日の事であろう。御年貢が済んでも東海道を西に東に通行する殿様や荷物の送り迎えがある。西は袋井、東は日坂迄これ等の役は各村の石高に依り、人数・馬等割当てられた。往還の掃除等も各村各組毎に区域は決められて居た。

農業は百姓とも言った。今日の様に田圃に乾田は無く全部水田であった。この水田も冬干すと稲の出来が悪いので、「へたな商をするより、冬田へ水をつけよ」と言ったものだ。今日のように金で買う肥料などある筈もなく、山の草か馬の寝床でも肥料にした位のものであった。又、田圃を打つ畝と言っても、木で作ったへら畝で、木の先に鉄がはめてあり、泥水が飛ばない様に丁でい(泥よけ)が掛けてあった。この平畝で稲木を一株

づつ打った。こうして丹精努力し天候に恵まれても、一反歩で四俵か四俵半位しか収穫がなかった様だ。この時代の一俵は四斗である。今日のように一反歩で七俵も八俵も収穫できる事など思いも依らない事である。

今より凡そ三百二、三十年前。掛川城主北條出羽守氏重の慶安の時代から万治年間井伊兵部少輔直好の当時、上西郷田圃を計った事がある。その当時の田圃の畦は、なぎなたのように曲がって居たので、長い竿では計れなかったであろう、六尺竿と記録されている。

又、何を基準にしたかは不明だが、上田、中田、下田と区分されて居た。畑も同様であったが、年貢の取立ては厳しかった。土地を借りて耕作する小作人は儲けの少ない耕地は地主に返す人もあった。地主も耕地を返されては困る場合もあったので、耕地に酒等付けて耕作させたと言う話を、昔古老から聞いた事があった。

昔の農家では、一月十一日に田圃の打初式があった。男一人の家では茅三本、二人なら六本というふうに茅を立て、餅など供えて祭ったものだ。この朝は、寒中水田に水が張っていても、朝食前に行ったのである。この日は一日休養した。一月十一日に耕作する土地の小作人が決定する日と決められていた。

11 西町大名行列について

葛城ひろみ

昨年(昭和五十七年)は台風十八号により掛川地方は大災害を被った。この為、掛川大祭の開催も危ぶまれたが、仁藤町など数町が参加をとり止めたものの、大祭は無事行われた。

さて、大祭毎に祭典本部が発行する冊子によれば、「遠く懸

河宿の生まれた当時に始まり、型式は文禄年間豊太閤の朝鮮征伐の頃、当時朝鮮の皇子が米朝、その警護を薩摩藩が受け持ち行列したが、それを似せたもので、慶応年間迄この形が引継がれ、皇子の輿、朝鮮軍隊及び大青龍刀や朝鮮風俗の供廻りと大名行列があった。明治維新の折、一時中止されたが明治に入り朝鮮皇子一行の行列は止り止め、大名行列のみ行なう事になった……。」と。

しかしながら、江戸時代掛川藩は親藩や譜代大名が封ぜられた土地であり、掛川の町中に他藩の、それも外様大名である薩摩の行列をまねるとは考えられない。恐らく明治維新以後に西町大名行列の形式が定着したものと思われる。所謂、明治政府は薩摩、長州、土佐藩などを中心とした政府であり、この薩摩の大名行列を明治にはいつて真似たものではなからうか。私の考えでは、恐らく江戸時代には、明治以後の西町大名行列の基となるものは存在していたものと思われる。或いは、江戸時代の掛川藩はそれぞれ三万石、五、六万石の小大名であったので、その時代時代の掛川藩大名行列の真似を行っていたものとも考えられる。



明治時代に入り明治政府の中心である薩摩の大名行列を祭りの中に取り入れてみようという事で豊太閤時代のものにせて行つた、私は推定するのだが……。しかしながら、その時代の記録は無く、江戸時代のそれについては全く不詳である。

某氏によれば「掛川藩などの恩恵が薄れ、薩長藩閥政府が定着し、宿町の人々が昔を懐しんで、往時の行列を再現したと思われ、大名行列に決まったのは日清戦争の下関会議を

太閤征韓に擬し、戦勝を祝ったとも考えられる……。」と述べている。

大名行列の主役の中老は宿場側の町人、青年の扮する奴は中間の奴妾である。江戸時代より離れた、懐古的再現とも考えられる。行列は朝鮮皇子の輿と軍隊、大青龍刀その他朝鮮風俗の供廻りを伴い、現在でも西町区にはこの朝鮮皇子の衣裳などが保存されている。

昭和の初め頃まで行われていた大名行列は、先頭に宿役人数人と同心が威儀を正し「下にノ下にノ」と掛声をかけ、続いて金紋先箱白毛の槍印を付けた長柄の槍数本、大傘、立傘大鳥毛の奴達が勇ましい掛声をかけて互いに振り合うさまは見事である。

次に若侍数人、御鷹匠、御鉄砲、御弓、御槍、御刀箱、御具足、御薙刀など數十人、御刀持の先駆、殿様の御駕籠、脇衆（御女中・腰元）警護の侍、御後槍が続き、御茶風呂、御茶坊主が随行、花籠、合羽衆、竹馬その他御荷持として、長持の一行は宰領が付添い、節面白く長持頭をうたいながら進む。又、仲町にあった警察署の前まで来ると、雲助或いは長持をかついだ人足達がゴザを敷いて、バチチを始めたと言う。そのさまの面白かったことをよく古老達から聞く。

現在では西町大名行列を、その目で実際に見た人、行列に参加した人は殆んど御年配の方々しかなく、今は写真でそのさまを偲ぶばかりではない。

この大名行列も昭和十年（一九三五）の大祭を最後に姿を消した。戦後は奴道中のみが復活、現在に至っている。

昨年の大祭前に、今のうちに大名行列の一部を復活しようと御女中の腰元道中、御駕籠脇衆と考え、祭典委員に提案したが、一部の人の反対で中止となってしまったが、残念な事である。

大祭に奴を出すには、前の大祭の翌年より準備に取りかかり

一か月前頃より練習を始め、その練習も毛槍の代わりに綱を竹に付け、又先箱は箱に竹を付けたりして練習を重ねるのである。又、その間に衣裳合わせ、カツラ合わせ、女の人を中心にして奴の化粧の練習を行う。

当日は、奴になる青年も化粧係の女の人達も午前五時頃より公会堂（以前は徳雲寺）に集まり、化粧・着付けなどをして、総て出来るのは八時半か九時頃になる。化粧は役者と同じドリラン化粧である。当日大雨が降っても準備はしておかなければならず、雨がやんで何時出発してもよいようにしておくのである。

さて、昔の掛川の祭りは六月十五日（龍尾神社氏子町内）の祇園祭りが、掛川中心部の祭りであった。

龍尾神社は昔、牛頭（こず）天王を祀る神社で、牛頭天王は京都の八坂神社、愛知の津島神社の系例に属し、八坂神社の祭礼は有名な祇園祭りである。掛川の祭りもこれと同じ祇園祭りであった。明治維新以後は祭礼日を六月（旧暦と思われる）より九月、そして十月に移した。

祭りの話とは直接関係ないが、牛頭天王と素戔鳴命は別の神であると言うことである。明治維新の折、神仏分離令に伴い、牛頭天王社は山の名を取り龍尾神社となった。又、祭神を素戔鳴命とした。

ここに誤りが発生した。いわゆる牛頭天王は仏教に近く、神社は神でなければまずいとされ、牛頭天王イコール素戔鳴命として祀ったと考えられる。いわく神仏分離により天皇家は神式とされ、天皇は神であるとし、神は上とされたと考えられる。以上の事は全国の神社で行われたのである。

このような事により百有余年の間に牛頭天王は素戔鳴命であると誤り伝えられて今日に至ったのである。専門家の話だと、龍尾神社の祭神として江戸時代まで牛頭天

王ばかりでなく、素戔鳴命なども祀られていたが、神仏分離の時牛頭天王のみ棄捨され、素戔鳴命と同じであると言われて来たと思われる、と。

12 西町発展塔について

市村昭子

圓満寺（西町）門前に、「発展塔」と称した大きな時計台のあったのを覚えていようか。

西町発展塔は、大正十二、三年頃、現在の西町振興会の前身である西町商工会が、西町商店街振興発展のため寄附をつくり建設したものである。この発展塔には大時計が付き、掛川駅発列車時刻表、商店街見取絵図、電灯、西町発展塔建設費寄附人名などが記されていた。

発展塔についての私の記憶はかすかなものであるが、今は倒産してない某工場を建設するため、昭和二十六、七年頃に取りこわされたようだ。

発展塔を建設した趣旨は、町の発展・商店街振興を期し、町民のために見やすい列車時刻表や西町商店街紹介の絵地図などを含め、明るい町づくりを目標に建設されたと聞いている。

時計の上の方には電灯が付いていて、夜でも時計が見やすいように出来ていた。電灯は街灯の役目もしていたのであろう。列車時刻表も字は大きく、目の悪い人にも見やすいように配慮されていたようだ。

発展塔は西町発展塔建設費寄附を募り建設された。寄附人名の中に西町の有力者の名が見える。

「関林江茂、松村茂助、大村金十、宮崎藤次郎、山崎義一、林唯五郎」など約八十名の名が見える。又、一金拾貳圓、一金拾

圓、一金八圓などとも記されている。当時としては大金を寄附し、西町の発展のために建てられたことが推測される。この他おぜいの寄附人の名前が記されているが、今は代がかわってしまい、どのだれなのかも私にはわからない。

長い間、西町の、そして掛川の町のシンボルであった西町発展塔を知らない世代が多くなってしまった。発展塔が消えて、三十余年も過ぎてしまったのだから当然なのかも知れないが、実に寂しい限りである。

とにかく、工場建設のために壊したということは残念でしかたがない。何とか修理をしてでも保存してほしかった。保存すべきであったと思う。この塔を倒す時、地震と思うほどの地ひびきを感じたと言う。

今更何を言っても、二度とかえっては来ないが、これも一つの文化財であったはずである。文化財に対するイメージが、どうも我々の想像に届かない古い昔の遺跡・遺物のみに頭が行って、新しい昔（明治・大正・昭和初期）のある事を忘れているのではないか。今こそ、こうした新しい昔の郷土を保存する文化財保護の活動が必要に思えて、「ふる里かけ川」の一ページにと筆をとった。



西町発展塔は、今日では見る事は出来ない。復元することは

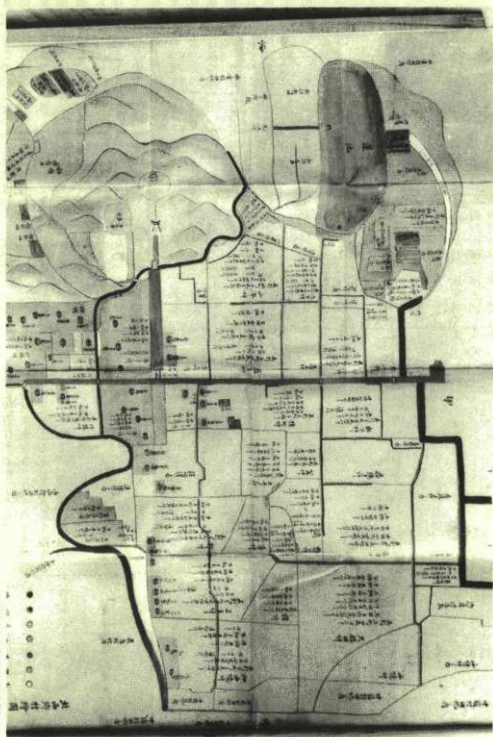
勿論不可能なことである。そうしたものを建てようという声も、そのために寄附しようという人も、そしてそんなものを建てる場所もない。

しかし、掛川城や大猷院殿御霊屋と同じく、掛川のシンボルでもあ

る貴重な文化財であった事はちがいない。前述のように江戸時代以前のものばかり文化財でなく、このようなものも将来を思えば一種の文化財である。札幌や銀座の時計塔と同じように大切に保存すべきであった。

発展塔も現在では写真でその姿を偲ぶことしかできない。誠に残念であると言わざるを得ない。

泉下に眠る発展塔建設に協力した先輩たちは、どのように思っているだろうか。



下北西郷附近の古地図

あとがき

立春も過ぎ、南はるかに連なる冬雲も消え、北辺に連なる山々も何となく春の息吹きを感じる二月の半ば、ようやくふる里かけがわ第五集の集録を終ることができました。これからは多くの人々が、ふる里の昔語りや古跡を尋ね或は資料をひもとき、目で耳で足でかせいだ尊い体験を、めいめいの歴史観の中でまとめ得たものです。したがって資料としてみると土くさいのものであるかも知れませんが、ふる里に幾星霜もの間残されたものであるだけに一層の重みを感じるのです。

古いふる里の中によさを見出し、新しいふる里かけがわの活力にしていくなことができれば幸いです。多くの方々からの御投稿を感謝し、今後の御協力をお願いする次第です。

編集委員長 柏谷重範

編集委員

。 柏谷重範	石田広太郎
石野武文	石山孝平
笹本賢次郎	戸塚秀司
松浦一二三	市村昭子
増田忠美	平岩孝一
岩井克允	黒田全
戸塚善雄	岡村松三郎
戸塚善馬	

センター職員

所長 鈴木静夫	川隅康式
横地達雄	山口友美恵
鈴木直二	戸塚かね子
高間晶子	

あ
さ
な
き

あ
さ
な
き

ふる里かけわ・第五集

印刷 昭和五十八年三月二十八日

発行 昭和五十八年三月三十一日

編集者 鈴木 静夫

発行所 掛川市教育委員会

印刷所 掛川市弥生町 南幸栄印刷